文

原判決を破棄する。 被告人甲1を懲役七年に 同甲2を懲役拾年に 同甲3を懲役五年に 同甲4を懲役五年に 各処する。

原審および当番における訴訟費用は別表記載のとおり被告人らの単独ま たは連帯の負担とする。

被告人ら四名の本件各控訴はいずれもこれを棄却する。

検察官の本件控訴の趣意は、名古屋地方検察庁検察官子原一夫名義の控訴趣意 書、被告人ら四名および被告人甲1の原審弁護人田中一郎の本件各控訴の趣意は 被告人甲1の弁護人田中一郎提出の控訴趣意書、被告人甲2、同甲3の弁護人青木 紹実提出の控訴趣意書、被告人甲2の弁護人佐藤正治提出の控訴趣意書、被告人甲 4の弁護人柘植欧外、同高橋正蔵提出の同人ら共同名義の控訴趣意書および控訴趣 意補充申立書、被告人甲4提出の控訴趣意書にそれぞれ記載されたとおりであるか らいずれもここにこれを引用するが、これらに対する当裁判所の判断は次のとおり

被告人甲1の弁護人田中一郎の控訴趣意第一点(事実誤認理由不備の論旨) 告人甲2、同甲3の弁護人青木紹実の控訴趣意第一点および第二点(事実誤認の論 被告人甲2の弁護人佐藤正治の控訴趣意第一点(事実誤認、理由不備、法令 の解釈違反、審理不尽の論旨)、被告人甲4の弁護人柘植欧外同高橋正蔵の控訴趣 意第一点および同補充趣意(事実誤認、理由不備、理由くいちがい、法令解釈の違 反、審理不尽の論旨)、被告人甲4の控訴趣意(事実誤認)について、

本件訴訟記録(原審記録八八冊および当審記録二冊ならびに証拠物証第一号ない し第二〇号)を精査検討し、原判決挙示の証拠ならびに原審および当審で取り調べ たすべての証拠(ただし、後記認定事実に添わない部分はその余の部分と対比して措信しなかつたものである。)を総合考察すると、以下の各事実を認定するに十分 である。

第一、

被告人ら四名の略歴と相互の関係。 、被告人らの略歴—被告人甲1は、岐阜県立乙1中学校(旧制)三年を中 父乙2の営んでいた毛皮および皮革製品の製造販売業を手伝い、昭和一 七年ごろ株式会社乙3を設立して以来は、同会社の代表取締役として毛皮および皮 革製品の製造販売業に従事していたが、昭和二四年末ごろ輸出製品の値下りのため 約千五百万円の借財を負担し、昭和二五年ごろから昭和二七年春ごろまで、東京都 中央区ab丁目c番地に前記乙3支店を設け、いろいろと事業を計画し、 ローカーの仕事に従事し再起を図つたが成功せず、失意の状態にあつたもの(その間父所有の山林を売却するなどして、右借財の一部弁済をしたため、昭和二七年一 二月現在において、右借財は約五百万円程度に減少していた。)被告人甲2は、昭 和二四年春東京都所在の乙4大学乙5部乙6科を卒業し、 岐阜市内でパン製造業者 に雇われたり、月賦建築の仕事をしたが失敗し、昭和二五年六月ごろ同市は町で株 式会社乙7の商号で繊維製品の卸商を始めたが、約五百万円の借財を負担して同会 社を閉鎖、その後同市内で乙8株式会社の商号で繊維ブローカーをしていたが、昭 和二一年九月一一日ごろ岐阜地方裁判所で窃盗罪により懲役一〇月、四年間刑執行猶予の言渡を受け、次いで昭和二八年六月二七日ごろ東京高等裁判所で窃盗罪によ り懲役一年、五年間刑執行猶予の言渡を受け(昭和二九年四月上告棄却決定) らに昭和二五年一二月ごろ詐欺罪で岐阜地方裁判所に起訴せられ本件とは別に公判 審理中であつたもの、被告人甲3は、岐阜県立乙9学校を卒業し、同県内務部乙1 〇課に勤務していたが、右在職中昭和八年一〇月一四日ごろ名古屋控訴院で強姦致 傷罪により懲役三年に処せられて服役し、出所後岐阜市 e 町所在の合名会社乙 1 1 店に雇われ会計事務員として勤務し、昭和一八年四月ごろ木材建築業を目的とする 乙 1 2 株式会社の専務取締役に就任し、昭和二三年ごろ現住所に資本金十九万八千 円の乙13株式会社を設立してその代表取締役となり、独立して木材販売業ならび に建築請負業を始めたが昭和二五年ごろ岐阜市内 f 町住宅組合に建築用木材を納入 して約三百万円の債権を焦げつかせ、昭和二六年ごろ同市g川畔の納涼博覧会の用 材を売り込んで、約二百五十万円の債権を焦げつかせ、さらに取引先の乙14銀行や乙15信用金庫に数十万円の借財を負担して失敗し、昭和二七年四月ごろ同市 h

町:丁目 j 番地所在の物品月賦販売方式の金融業を目的とする乙 1 6 株式会社の代 表取締役に就任したが、同年一〇月ごろ相互銀行法違反の容疑で当局の取締が始ま ることを耳にしたので、さつそく営業をやめて清算状態にはいるという始末で、こ とごとく事業に失敗をつづけてきたもの、被告人甲4は、昭和二〇年三月乙17中 学校(旧制)を卒業し、同年六月ごろ大蔵省税務講習会名古屋支所に入所中に応召、乙18隊に入隊、同年一一月ごろ復員し本籍地で農業を手伝い、昭和二一年八 ろ名古屋市 k 区 I 町所在の乙 1 9 印刷所に就職してセールスマンとなつたが、 昭和二二年一月ごろ退社、同年六月ごろから同市m区nでZ20の商号でラジオな どの電気器具商を始め、その後資本金五十万円の株式会社乙20を設立してから は、その代表取締役になつたが、昭和二五年八月ごろ朝鮮戦争ぼつ発直前の不況が 原因で資金のやり繰りがつかずして営業不振に陥り、約四百万円の借財を負担して同社を閉鎖、昭和二六年一〇月ごろ同市m区の町所在の乙21会館に事務所を設 け、乙22の商号で清涼飲料水(シロップ、ジュース)の製造販売を始めたが経営 は思わしくなかつたものである。

その二、被告人ら相互の関係一被告人甲1と同甲2は、昭和二六年暮ごろ東京都所在の前記株式会社乙3支店において、被告人甲1の妻の弟、乙23の紹介で知合い、昭和二七年四月ごろ被告人甲1が右支店を閉鎖して本籍地の岐阜市に引き揚げ たのち同年夏ごろ、被告人甲2の仲介で北海道の商人に子供用えり巻、皮手袋、皮 デャンバーなど総額約八百万円相当のものを売却することとなり、第一回納品とし て約二百万円相当の現品を被告人甲2の実家である岐阜市 p 町 q 丁目乙24方に納 品したところ、金五十万円の手付金を受け取つたのみでその品物は被告人甲2の債権者に差押えられ、ようやく債権者からこれを取り戻したものの、すでに時機を失し投げ売りせざるを得ず、けつきょくそれがため約五十万円の損害を被つたものである。被告人甲4と被告人甲2が知合つたのは、昭和二七年九月か一〇月ごろ名古 屋市r区s町乙25方において、被告人甲4の中学時代の友人乙26から紹介され たのがはじめてである。乙26は、被告人甲4が前記乙20を経営していたころ 愛知県中村警察署の交通巡査をしていたが、その後乙25方に間借りして同人が約 四百万円の借財を残して手をひいた乙27株式会社という金融会社の代表取締役となってその整理にあたり、被告人甲4が被告人甲2を紹介されたとき同被告人は皮手袋、皮ヂャンバーその他の皮革製品を携えて乙25方に身を寄せていたのである。被告人甲3は、被告人甲2の妻乙28の叔父で同被告人らの結婚の世話をし、 同人らと昭和二四年ごろから親しく交際していたものである。被告人甲1と被告人 甲3は、昭和二七年七、八月ごろ被告人甲2方て同被告人から紹介されて知合つた ものである。被告人甲1と被告人甲4および被告人甲3と被告人甲4とはそれぞれ 本件丙1会においてはじめて知合つたものである。

第二、 丙1会開設の経緯および丙1と被告人らとの関係。 その一、丙1開設の発端—昭和二七年一〇月ごろ、被告人甲2はこれという定職をもたず、被告人甲4も清涼飲料水の商売がうまくゆかず困つていたが、前出乙2 6、乙25らと共に事業資金をつくることについて相談の結果、被告人甲2の提案 により、当時いわゆるまち(街)の利殖機関として盛大に営業をしていた丙2会や 丙3会が、匿名組合(商法五三五条以下)の方式で一般大衆から多額の金員を出資 金名義の下に受け入れているのを模倣し、同じ方法で一般大衆から金を集めてはど うかということになった。当時被告人甲2は、すでに丙2の内幕記事を載せた「週間朝日」などによりその方の知識をもつていたもののごとく匿名組合の方式で集め た出資金は、営業者の則産に帰属してその事業のため自由に使用され、年末精算の 上利益があれば出資者にこれを分配するが、損失となればそれは出資者の負担に帰 し、営業者には出資金返還の債務はなく、また別段法律上の責任を負わないものと 理解していたのでその旨を話したところ、万一事業がつぶれても逃げ手はあるということで被告人甲4、乙26、乙25らもこの提案に賛成するにいたつた。そして 一一月中旬ごろ被告人甲2、同甲4において、名古屋市t区u電停前の丙2丙4支店および同市m区v町電停前の丙3丙5支店に客を装つて赴き、各同支店の職員か ら事業内容の説明を受け、営業案内書その他宣伝用のパンフレットなどをもらい受け、また各同会の規約、出資契約書などを写しとり、これらの資料を参考にして丙 1開設を協議決定した(乙25は信用できない人物として除外された。)。そして まず、匿名組合方式による出資方法として、現金出資は一口千円以上、契約期間は 三ヶ月、ただし解約自由、配当金は月五分毎月払のこと、 株式出資は一口千株以 上、契約期間は三ケ月、配当金は時価換算の上月四分毎月払とし、出資者にとり丙 2や丙3より一段と有利な条件を付することとし、その匿名組合契約書および会の

その四、被告人甲3の参加—同被告人は、昭和二七年一二月一二日ごろ被告人甲 2から、「こんど名古屋で事業をやるあす使用人を採用するが若い者だけては都合 が悪いからその選考に立会つてくれ。」と頼まれたが、当時前記乙16は廃業状態 にあつたのでこれを承諾し、その翌日前記丙1本店に赴いて職員応募者の選考に立 会い、さりに被告人甲2の懇請により丙1の運営に参加することを承諾し、同月一 七日ごろから同本店に出勤するにいたつたものである。 第三、 丙1の機構。

その二、丙1の支店、出張所、取次店(以下支店等という。)—丙1の支店等 (取次店は昭和二九年九月ごろから設けられた。)の開設に当つては、まず被告人 甲2において、同種の利殖機関や他の金融機関の分布状態を調査し、その開設地区 について一応の案をたて、理事長、幹部たる他の被告人らの承認を受けたうえその 地方新聞紙に「支店事務所を求む。」旨の広告を掲載し、これに対して事務所を貸す旨の申込があると、その申込者と交渉して事務所の賃貸借契約を結び、次いで同 新聞紙に支店長ならびに職員募集の広告を掲載し、応募者に面接しその身元調査を して適任者を採用するという方法をとつた。そしてそのような方法で、被告人各分 担のうえ、昭和二八年一月から同年一二月までの間にほとんど全国に亘り支店、出 程のうえ、哈和二八年一月から同年一二月までの間にはこんと王国に亘り文店、山張所を開設した。その開設の増加状態(累計)は、一月は四ケ所、二月は一五ケ所、三月は三八ケ所、四月は五一ケ所、五月は六二ケ所、六月は八五ケ所、七月は一一二ケ所、八月は一四四ケ所、九月は一八五ケ所、一〇月は二四七ケ所、一一月は三一四ケ所、一二月は三四五ケ所で、その間別に取次店が二〇ケ所設けられた。右支店出張所を都道府県別にみると、愛知県二八ケ所、三重県二〇ケ所、岐阜県一 六ケ所、静岡県二〇ケ所、長野県一四ケ所、福島県一一ケ所、群馬県七ケ所、栃木 県一ケ所、千葉県一ケ所、東京都二ケ所、神奈川県一ケ所、新潟県一三ケ所、富山 所、熊本県六ケ所、大分県一ケ所、鹿児島県三ケ所、北海道三一ケ所であつた。丙 1本店営業部および各支店等は、いずれも独立会計をもたず、もつぱら丙1本店の 監督の下に出資の募集勧誘、入会申込の受付、配当金の支払および解約時または、 満期における出資元金の返還などの事務を取り扱うだけで、いわば本店と出資者間 の取次機関にすぎなかつた。そして各支店等において、出資者から現金出資を受けたときは、その一五%を配当金および返還出資金の支払準備金として手もとに残 し、その余の八十五%を毎日郵便がわせで本店に送付し、株券および投資信託証券 の出資を受けたときは、全部現物でこれらを本店に郵送し、店の経費、職員の給料 など人件費はすべて本店から送付を受け、毎月精算して残金があれば翌月分に回わ し、不足分があれば本店に請求して追加送付を受けていたのである。被告人らがこ のように内1の支店等を増設したことは、内1の赤字増加の一因をなしたのであるが、その反面、地方の出資者を募集するための広告宣伝費が割安に済むので、右赤 字を補うて余りあるものと考えていたのである。

第四、 丙1の出資募集の手段方法。

その一、出資募集に関する宣伝広告ならびに勧誘方法の決定実施—丙1における 出資募集に関する宣伝広告の立案企画は、丙1本店において主として業務関係の責 任者たる被告人甲2自ら、またはその指導監督下に宣伝課員戊1その他の部下職員 の手によつてなされたが、その決定実施については前記運営委員会の協議を経たも ので、右委員会組織以前においても、理事長被告人甲1の承認(事前または事後) 決裁を受けたことはもちろん、経理、庶務の関係において被告人甲3、同甲4の各承認を経たものである。本店営業部および各支店等における宣伝広告は、本店の指示(主として開設当時関係被告人らの指導)により、本店から送付を受けた資料に基いて行われ、支店長その他の職員によつてそれらを逸脱した独自の裁量方法によることは堅く禁じられていたのである。

各種宣伝広告に共通する内容―新聞広告、営業案内、その他印刷物による 丙1の宣伝広告の内容は、多種多様であるが、その全部に共通した一連の事実は、 虚偽にしてかつ誇大に満ちたものであつた。すなわち、丙1は、開設以来終始後記 のように、約定による高率の配当金の支払および解約時または満期に器ける出資元 金の返還を確実に履行できるだけの利益をあげうる実質的な投資事業をなに一つ経 営せず、右配当金および出資元金はもちろん、宣伝広告費、印刷費その他本店、 店等の諸経費などを含むばく大な必要費を、順次あとから入つてくる出資金でまか なうという、いわゆるタコ配当および自転車操業(自転車は走つている間は倒れな いが停止すれば倒れる。それと同じように企業が赤字状態で操業を停止すれば直ち に倒産するので、操業を続けられるだけ続けていくという方法をいう。)の方法を とり、丙1の経理面は赤字激増の一途をたどりつつあつたのにかかわらず、これを ヒダ隠しに隠し、あたかも丙1は匿名組合方式による堅実安全な大衆の利殖機関で あつて、後記、秋田の鉱山、元千種造兵廠跡の払下問題など、いかにも堅実有望な 事業に投資し、かつ多額の資金を保有するもののように装い、普通出資(後記特別 出資の名称に対す。)として、イ、現金出資は一口千円以上、配当金は毎月払五分以上、契約期間は三ケ月、ただし解約自由とし、ロ、株式出資は一口百株以上、配当金は毎月払四分以上、契約期間は三ケ月(評価は株式市場の前日終値。)とし、 ハ、投資信託証券出資は一口以上、配当金は毎月払一分五厘以上、契約期間は三ケ月(評価は最近の時価手取額、ただしこの出資方法は昭和二八年一月に追加された。)とし、大衆にとつて最も有利確実な投資方法であるとし、丙1の組織は、現た。)とし、大衆にとつて最も有利確実な投資方法であるとし、丙1の組織は、現 在アメリカで非常な発達をとげ、かつ好評を博している投資銀行(インベストメン ト、バンク)の事業形態および内容を取り入れたもので、日本経済に適合し大衆の 利益を図ることを目的とするものであるとし、その経営方法としては、出資金を常 に大資本に結集し、最も合理的に資本主義経済の理論と実践を文化的かつ科学的に 応用し綿密な調査のうえ、これを不動産部門、生産部門、株式部門にそれぞれ投資 運営し、絶対責任をもつて資産の利殖を行つているので、まちがいなく約定の配当金を支払い解約時または満期において出資元金を返還することができる旨、宣伝広告した。

二、 店頭における出資募集の勧誘方法—前記宣伝広告のほか、店頭において客に応対する際は、「丙1はブラジルから千万円二千万円と資金を導入して設立されたものでブラジルにバックがある。その後ブラジルから一億、二億と資金が集りそく買い入れこれを手形で高く転売してもうけたり、あるいは株式の買い占めをして、関い入れ、これを分割して高く転売してもうけるなどして確実に配当金以上の母益をあげうる事業をしている。」とか、「今後は広告塔を建設してもうけるよどして確実に配当金以上の利益をあげうる事業をしている。」とか、「今後は広告塔を建設してもうける計画をしているから、絶対確実に出資者の利益になる。」旨虚偽の事実を宣伝したこともある。また客に対しては、匿名組合の本質の説明を避け、丙1の規約や匿名組合契約書はなるべく客に見せないようにした。

契約書はなるべく客に見せないようにした。 それは同契約書第四条の規定によれば、出資金の返還は必ずしも確実に保障されておらず、また配当金も一応の前払金にすぎずあとで精算することとなつているので、これを客に明らかにすれば出資募集に応じる者はきわめて少くなることを恐れたからである。それゆえ入会申込書や匿名組合契約書になすべき出資者の署名押印は、手続の簡便化に口を借りて、おおむね職員がこれを代行することとし、客に対して、匿名組合というものは出資者の住所氏名を秘匿して利殖を楽しむ点に意味があるのであると巧みに説明勧誘することとし、これらの方法は、本店営業部、各支店等の職員によつても実行せられた。

店等の職員によつても実行せられた。 試みに店頭における客との質疑応答をみるに、その要領はおおむね次のようなも のであった。イ、丙1創業の歴史について尋ねられたときは、 「同業の丙2や丙3 も、みなごく最近に生れた新しい事業で十年二十年という古いものではもちろんな い。わたくしどもはごく最近の駈けだし者ですからよろしく願います。」というふ うに答え、ロ、理事長の人物について尋ねられたときは「北原理事長は岐阜県の出 身で年令四五才前後、貿易界の人物である。政治家ではないが政界につながりをも ち、もつぱら丙1の仕事の関係で東京に行つている。」というふうに答え、ハ、匿名組合の性格について尋ねられたときは、「匿名組合は商法の規定による組合の一種で丙1の組織がそれである。出資者には出資とともに丙1の会員になつていただき、理事長は甲1で入わたくしらは組合の事務員です。そして匿名組合の名称のと おり出資者は自分の名前を秘密にしてだれにも知られずコッソリ利殖が楽しめ る。」というふうに答え、二、丙1の預金や出資金はどのぐらいあるかと尋ねられ きは、「それはわたくしたちのさいふをはたいて見せよというようなことです たとざは、「それはわたくしたらのさいふをはたいて見せよどいうようなことですからお許し願いたい。まさか千円や二千円ではない。」というふうに答え、ホ、丙1はどんな事業をしているかと尋ねられたときは、「当会は営業案内書に書いてあるとおり、不動産部門や株式部門などに投資しているが、詳しいことは同業者との関係もあつて申し上げかねる。なぜならぱ、証券投資の場合を例にとれば、どういう銘柄の株をどれだけいつ買うというようなことを発表してしまえば、株式市場を操作することもてきないし、従つて利益を得ることも非常に困難になることはおわなりと円いう」というふうに答え、へ、丙1はなぜ月五分の配当ができるのかと尋れたときは、「出資後一ケ日表演の解約者には配当をつけないから、例えば出 ねられたときは、「出資後一ケ月未満の解約者には配当をつけないから、例えば出 資後五十五日目に解約しても一ケ月の配当しかつけないので、この場合丙1としては一ケ月金を使わせてもらうことになる。このような解約者を見込めば会全体の金利は月三分前後になるので実際はたいしたことはない。」というふうに答え、どこ までも匿名組合の本質や丙1の実態を知らさず、丙1が堅実安全な利殖機関である と思い込ますように応待したのである。

三、 丙1の内容虚偽の貸借対照表を掲載した昭和工八年度上半期決算報告書の広告宣伝―昭和二八年五月末ごろ、丙1は出資高の急増を図らなければ配当金、出資元金その他り諸経費の支払にも困る状態にあり、また六月二〇日ごろ戊8新聞社から広告業者戊5社を通じ、七月一日以降は職員募集、決算報告など臨時の広告を除き、それ以外の利殖機関の営業広告は一ケ月全三段(百五十種)以内に制限する旨の通知を受け、従来新聞広告に主力をおいていた丙1の被る影響は大きくの通知を受け、従来新聞広告に主力をおいていた丙1の被る影響は大きるの通知を受け、従来新聞広告に主力をおいていた丙1の被る影響は大きるの通知を受け、後来新聞広告に主力をおいていたので、被告人甲2の発案で、右広告制限外のおり、として発表公開すれば、一面大衆の信用を獲得して出資の増加を図ることに対して発表公開すれば、一面大衆の信用を獲得して出資の増加を図るこ

とができ、他面前記組合の労働攻勢に対処することもでき、いわゆる一石二鳥の方策であるとし、他の被告人らの承認のもとに、職員戊1をして戊5社を通じ全国地 方有力紙に全三段スペースをもつて丙1の決算報告書を掲載広告する旨紙面の予約 を申し込ましめてその広告料の見積書を提出させ、その金額支出についても他の被 告人らの承認を得、七月三日ごろ被告人甲3に丙1の昭和二八年度上半期決算報告 書の作成に必要な資料の整理提出を要求した。よつて同被省人は部下職員を督励し て出資金関係、配当金関係、経費関係、銀行預金関係などの各資料を整えて、丙1 の昭和二八年六月三〇日現在における試算表を作成し、これを被告人甲2に提出し た。その試算表によれば、同日現在における丙1の、出資金総額は約七千万円、株券出資総額は約二千七八日万円、手持現金は約千二三百万円で、配当金、諸経費等 の支払に約三千万円を支出し、この金額が丙1の赤字となつていた。しかるに被告 人甲2は右数字を無視し、勘定科目ごとに日付、金額について全くでたらめの数字 を用い、右同日現在における丙1の、出資総額は約六億円、不動産、動産の見積価格は約八億円、買掛金は約二億円、解約準備金は約五千万円、資本金は約一億円、 余剰利益金は約一億六千万円、繰越益金は約八十万円とし、被告人甲3と相談して 支店会計課長戊16をして右計数に基く貸借対照表を作成せしめ、被告人甲4にお いてこれを名古屋市 y 1区 z 1町居住の計理士戊17に見せて意見を求め、かつ追 加配当を大体百万円の線で押え、三月三一日以前の出資者に対してのみ支払うこと とし、さらに職員に怪しまれぬように、南部地区および北部地区から出資があつた 旨の出資明細書や架空会社に投資した旨の書類その他でたらめの数字の裏付書類を 調製して備え付けることとし、他の被告人らの承認のもとにこれを広告することとし、なお、運営委員会で匿名組合契約書第四条の決算期における利益配当の条項 に、現金出資は百五分の五十、株券出資は百五分の四十、投資証券出資は百五分の 十五とする配当規定を追加した。)、戊5社の取扱で、七月一二日付戊8新聞紙に 全三段広告として掲載し、同月三〇日までの間に戊18新聞、戊19新聞、戊20 新聞、戊21新聞、戊22新聞、戊23新聞、戊24新聞(大阪) どの地方新聞にも掲載し、かつ追加配当をも実施した。そしてその後の営業案内な どパンフレットには、右決算報告書のような利益をあげたように記載したが、これ らのため相当出資の増加をみたのである。

四、いわゆる丙2旋風に際しての宣伝広告―昭和二八年一〇月二四日突如丙2休業のニュースが発表されたが、そのとき被告人甲1は上京中、被告人甲3は九州 出張中で、被告人甲2と同甲4は丙1本店にいた。時を移さず被告人ら幹部間に確 証による連絡がなされ、被告人甲2において臨機の処世の陣頭指揮をとることにな り、丙2旋風の波及による丙1の休業および内情発覚を防止すると同時に、大衆心 理の逆をねらい、これを機会にさらに出資の獲得をなすべく狂奔した。すなわち、被告人甲2はすでにこのことあるを察知せるもののごとく、驚嘆に値いする機敏な腹芸をうつた。当時内1の出資総頑は約七、八億円の巨額に達し、事業投資による利益はなんらあがつていなかつたものの、そのころ内1本店においては手持現金および預金など約二億円を保有し、会の運営操作自体にはさし迫つて支障はなかつたが、金知の解約中辺にはようていたずることはできない変観状勢にあった。被告人 が、全部の解約申込にはとうてい応ずることはできない客観状勢にあつた。被告人 甲2、同甲4は協力のうえ、丙2旋風の影響で解約者が激増してくるのを知るや、 部下職員をして保有の株券、投資信託証券を売却換金せしめる一方、直ちに各支店等に対する指示書をタイプ印書せしめ、「謹告」と題し「同業の丙2は休業したが、丙1は丙2とちがつて堅実な事業経営によつて利益をあげており、契約どおりいつても解約に応ずることができるよう準備金を用意し平常と変りなく営業をしている。」旨のビラを印刷し、即日右指示書とビラを各支店等に急送し、また同旨のはは場合に対して はり紙や「特報」を発行し、同月二六日早朝から解約資金を各支店等に送付して、 札束を店頭に積ましめたが、客の心理を逆利用したこの苦肉の対策は効を奏し、 支店等の解約者を平均三十%、最も多いところで六十%に押え得たのである。次いで丙1週報の号外として「特報」を発行し、「丙1は何故月五分もの高率配当がで きるのか?―しかもどんな時でも出し入れ自由―」と題し「丙2休業以来丙1はひとり解約自由を守り続けたが、世の中には一ケ月五分配当は決してなりたたないというものもあるが、丙1は下にいくつも不動産売買の会社をもつている。」として そのもうけ方まで数字で説明し、「同種の匿名組合中には投資者よりお預りした大 切な金をタライ回しにしているところなきにしもあらずと思う。こうしたところは 先般のような突発事態にはたちまち馬脚を現わすことは最早周知の事実である。正 しい運営をしている丙1の堅実性、将来性を広くご理解下さい。」との旨記載した ビラを印刷配布したのである。

五、 丙2休業前後における特別出資募集の宣伝広告—九月二五日ごろ丙2危しの声があり、丙1の解約申込者も漸次増加する傾向にあつたので、被告人甲2において発案企画し、他の被告人らの承認を得て、左の特別出資を決定実施し、その募集のため大々的に宣伝広告をして、これに接した大衆をしてさらに丙1を信用せしめた。

- (1) 伊勢神宮参拝招待付特別出資—この出資方法は昭和二八年一〇月から実施されたもので、出資は一口現金五万円以上、契約期間は三ケ月で一ケ月は据置で解約を許さないこととし、普通出資の配当金一ケ月五分を支払うほか、一口の出資でとに出資の際、出資者の住居地から宇治山田市(現伊勢市)間の往復乗車券交付し、参加者には戊26支店で記念品を渡す仕組になつていた。そしてそのころ、「丙1旬報」の号外「特報」として「国民の祭典」と題し、「実に二四年振りの遷宮祭、数万人を無料にて招待、新資本主義の丙1快挙!丙1が全国三百余ケ所の支店等を総動員して数万に上る伊勢参宮無料招待の計画を樹てている。—(東西に)—誰れが為に丙1はあるのでせうか?御覧下さい。躍進する当会の姿、昭二八年度上半期末計算の御報告としてなんと年七割八厘もの配当!」と印刷したビラを配布したのである。
- (2) 招待付特別出資—この出資方法は昭和二八年一二月から実施されたもので、イ、松組は一口現金五万円以上、契約期間は三ケ月、普通出資の配当金一ケ月五分を支払うほか、出資者を出雲大社、善光寺、伊勢神宮の参拝に招待することとし、出資者の希望によりその住居地から右のうち一ケ所の所在地間の往復乗車券と宿泊代一泊分を出資の際に交付することとし、口、竹組は一口現金五万円以上、契約期間は六ケ月、普通出資の配当金一ケ月五分を支払うほか出資者の希望により、本人を同道させて伊勢神宮、出雲大社、善光寺、日光のいずれかに団体遊覧する、内人を同道させて伊勢神宮、出雲大社、善光寺、日光のいずれかに団体遊覧する、本の間の旅費、宿泊料みやげ代など一切を丙1が負担することとした。
- 料など一切を丙1が負担することとした。
  (3) 抽選付特別出資―この出資方法は同年一二月から実施されたもので、契約期間内解約を許さず、一ヶ月五分の配当のほか、出資の際、出資者に一口一本の抽選券を交付し満期後に抽選を行うことと定め、イ、雪組は一口現金千円以上、契約期間は一ケ年、抽選の賞金は特等二百万円一本、以下順次賞金がついて最低七円五十銭で空くじはないこととし、口、月組は一口現金千円以上、契約期間は六ケ月、抽選の賞金は特等百万円一本、以下順次賞金がついて最低三十円で空くじはなく、ハ、花組は一口現金千円以上、契約期間は三ケ月、抽選の賞金は特等五十万円一本、以下順次賞金かついて最低七円五十銭で空くじがないこととなつていた。
- (4) 物品先渡特別出資一この出資方法は昭和二八年一二月から実施されたもので、一口現金二万円、契約期間は二十ケ月、手数料として千円を添えて出資すると、その際出資者に時価二万円のプリモミシン一台を渡し、契約期間満了後元金を返還するということになつていた。

第五、 丙1の投資事業と称するものの実体。

その二、己6株式会社(元千種造兵廠跡の敷地建物の払下)の関係—同会社は、昭和二八年二一月二八日ごろ資本金二千五百万円(株金払金は見せ金)、代表取締 役己7(元名古屋鉄道局長)、取締役己8(己9株式会社社長、同己10(己11 大教授、工博)、同己12、監査役己13(己14研究所長)らの顔ぶれて、東京 都文京区g2町h2番地に設立された会社である。その目的は、名古屋市 | 2区内 所在の国有財産である旧陸軍名古屋造兵廠千種製造所跡の土地約四万坪および建物 数棟建坪一万坪につき、これを所管する東海財務局を通じて払下げを受け、同所に 工場を建設して、超小型自動車の製造、自動車および鉄道車輌の修理などを業とす ることであつた。そして同会社没立前から己8、己13、己10、己12、己15 (衆議院議員)らが中心となり、己8は資金調達関係、己13は一般企画関係、己10は工場建設、操業技術関係、己12および己15は財務局当局との渉外関係を それぞれ担当して準備を進め、その間右土地および建物につき一時使用権を有し 当時これが払下げ申請中の己16株式会社代表取締役己17から右一時使用権を譲 り受け、設立予定中の己6株式会社の名で昭和二八年九月ごろ東海財務局に払下げ申請書を提出したが、同年一二月ごろにいたり、右地域が名古屋市の都市計画による公園緑地地帯の指定区域で、工場建設に支障のあることが判明したので、手続は 停とんし払下げは決定しなかつた。丙1は己12、己15らの懇請により、己17 から右一時使用権を譲り受ける費用等として約二百五十万円を支出したが、これは 同会社設立の際その株式出資金に切り替えられたのであつた。丙 1 が同会社の主導 権を掌握できる客観的情勢はなく、かりに同会社に右払下げがなされても、国有財 産法二九条(旧国有財産法第八条)により、払下げ申請の使用条件に従つて右物件 を使用すべき義務があるのであつて、その土地を分割売却して利益をあげるということは伝的に不可能であつた。けつきょく丙1は、同会社に約二百五十万円を出資してなんら利益を得るところがなかつたのである。

その三、己18株式会社の関係—同会社は、昭和二八年九月ごろ資本金二百五十万円(株金払込は見せ金)、代表取締役被告人甲1および己19の両名で、東京都千代田区 j 2町所在の己20ビル内に設立された会社である。その目的は、己19が発明した自転車用発電ランプ(乾電池に充電できるのが特徴)の製造販売を業とすることにあつた。丙1は同会社に約二百万円を投資したが、右電池の特許はついにおりず、試作品約五十個を製作したのみで本格的製造にいたらず、昭和二九年三月ごろ休業し、丙1はなんらの利益をもあげることはできなかつた。

その四、己21信用組合(のち、己22信用組合と改称)の関係—昭和二八年一〇月ごろ己23らから、同人らが東京都庁に認可申請中の金融機関である己21信用組合(許可申請区域は、目黒、文京、台東、千代田、その他二、三の各区で、仏教徒を中心とする金融層をもつ。)に対する資金(右申請を有利に導くための見せ金的資金)援助の懇請に基き、同月中旬ごろ丙1から、約六百万円を己24銀行支店に、同組合理事長己23名義の普通預金にし同人に対し、その現在高証明を利用させたが、その後丙1の方で約四百五十万円を引きあげたので、右認可はおりず、同組合の別派のものが実権を握つて丙1と手を切り、名称を己22信用組合と改めたもので、けつきよく丙1は約百五十万円を出資してなんらの利益をもあげることはできなかつた。

その五、己25金庫の関係―同金庫(理事長己26となつているが、本店はない。)は、丙1の資金を補充するため、丙1と同様の匿名組合方式をもつて、低利の出資募集をする目的で、昭和二八年一二月はじめごろ名古屋市 t 区 k 2 町 l 2 丁目m2番地に同己27名古屋支店を開設し、支店長に被告人甲1の知人己28が就任した。丙1は、同支店の印刷費、宣伝費、設備費などに約八十万円を支出し、約四五十万円の出資金を受けいれたが、同年末で閉鎖し、丙1の利益とはならなかつた。

その六、株式会社戊7社の関係—同会社は、昭和二八年七月一一日ごろ資本金三百万円(株金払込は見せ金)、代表取締役己29で、名古屋市m区n2町o2丁目p2ビル内に設立された会社で、その目的は、新聞広告の代理業で、丙1の宣伝広告費の節減をはかることにあつた。丙1は、同会社に開業費約百万円、新聞社の保証金など七十万円を支出し、同会社に新聞広告約七百万円を取り扱わしめたが、けつきょく広告費節減の実績はあがらず、昭和二九年一月休業するにいたつた。

その七、己30株式会社の関係—同会社は、昭和二八年八月二四日ごろ資本金千万円(のち千万円増資、株金払込はいずれも見せ金)、代表取締役被告人甲2、取締役被告人甲1、同甲4、同甲3らの顔ぶれで、名古屋市q2区r2町s2丁目t2番地(のち、t区u2町v2丁目に変更)に設立せられた会社で、その目的は、

主として不動産売買であつた。そして丙1は、同会社の名義を用いて以下のような取引を行つたが、これは丙1の利益となるような投資事業というべきものではなかった。すなわち、イ、昭和二八年一〇月一七日ごろ丙1本店営業部の建設用地とし て、名古屋市 t 区 w 2 x 2 丁目 y 2番地所在の宅地約百十七坪一合三勺を代金三百 五十一万四千五百円で買い入れ、己30株式会社の名義に所有権移転登記をした これはのちに後記己35新聞社に所有権移転登記がなされ、同社はさらに他に これを三百五十万円で売却したが、丙1または己30株式会社への入金となつていない。ロ、昭和二八年一〇月一日ごろ丙1東京支店の店舗とする目的で、東京都台東区z2町a3番地所在の木造スレート葺二階建家屋一棟について、所有者己3 譲渡担保権者己32銀行(債権額五百万円)との間に、代金七百万円で売買契 約が成立し、己31に内金二百万円(他に什器備品代として約二十余万円)右銀行に残金五百万円のうち約百二十万円を支払つたが、残金を支払わなかつたので同銀 行において右契約解除の途に出たため、その所有権の帰属に争いがあり不明のままである。ハ、昭和二八年一〇月一六日ごろ名古屋市y区b3c3丁目d3地番所在の己33株式会社(代表取締役己34)に対し、同会社所有の同所所在の宅地合計三百三十二坪および同上建物三棟を譲渡担保(買戻付約款売買ならびに賃貸借契 約)として、金五百万円を貸与し、期間六ケ月利息(賃貸料)一ケ月七分の割合に よる金三十五万円と定め、同会社はその後昭和二九年一月までに利息合計約八十七 万円を支払つたのに、丙1において利息の支払遅滞を理由に前記イの物件とともに これを後記己35新聞社に所有権移転登記をし、さらに同新聞社においてこれを他に約千百万円で売却したが、その金は丙1にも己30株式会社にも入金となつていない。二、昭和二八年一〇月中旬ごろ前記己21信用組合の事務所に供する目的 で、東京都台東区e3f3丁目g3番地所在の宅地二十坪および同上建物一棟建坪約三十二坪を代金百九十万円で買い受け、己30株式会社の名義をもつて所有権移転登記をして保有していたが、その後名古屋国税局に差押された。ホ、昭和二八年 九月一〇日ごろ千葉県の己36株式会社の社長己37に対し、同人所有の東京都中 央区ト3町i3丁目j3番地所在の宅地二十九坪および地上建物一棟を譲渡担保に とつて、金二百二十五万円を貸与したが、その後丙1の北海道出資者の術策にのり、同出資者に右譲渡担保付債権を誕渡させられてしまつた。\_\_\_\_\_

・その八、己38株式会社の関係—同会社は、昭和二八年——月ごろ金融業を目的として、資本金百二十五万円(株金払込は見せ金)、代表取締役被告人甲2で、名 古屋市q2区r2町に設立されたが、貸金業の届出もせずなんらの事業もしなかつ

その九、株式会社己35新聞社の関係―丙2休業後有力新聞社が利殖機関の広告 掲載を制限したので、丙1において御用新聞にする目的で、昭和二八年一二月三日ごろ名古屋市 t 区 k 3 町 l 3 丁目所在の己40会館内に、資本金千万円(そのうち 百五十万円払込見せ金)代表取締役己41で株式会社己42を設立し、同月 日ごろその商号を株式会社己35新聞社に変更した。丙1は、同会社に約二百万円 を投資し、前記のように己30株式会社所有名義の不動産を譲渡したが、同会社は 昭和二九年四月ごろ一時日刊紙を発行したのみで解散となり、丙1にとつてなんら の利益もあがらなかつた。

その一〇、己43協会の関係―同会は、昭和二八年一一月はじめごろ京都市m3 区 n 3 己 4 4 が、丙 2 の仏教保全経済会を模倣して、仏教徒を対象とし、匿名組合て月千円、十ケ月で合計一万円の出資を募集し、これに応募した者を宗教観光旅行に招待することとし、同人が理事長、己 4 5 を顧問として発足することとなつたが、丙 1 は同協会の受け入れた出資金を月五分の利息で受け入れることの条件で、 同協会の宣伝広告費、印刷費などとして約百万円を出資したが、けつきょく計画倒 れとなつてなんらの利益をもあげることはできなかつた。

その一一、その他一丙1は以上のほか、イ、昭和二七年七月ごろ職員の寮とする目的で、名古屋市 q 2区 r 2町 s 2丁目 t 2番地所在の宅地杓五十一坪二合および地上建物一棟を代金百二十万円で買い入れ、これを休業時まで保有したが利益になっていない。ロ、昭和二八年八月ごろ静岡市所在の己46銀行の買収を企て被告人甲2の義父己47の名義で金五百万円を同銀行の普通預金にして内情を調査した。 が、その後買収計画は発展せず立ち消えとなつてしまつた。ハ、昭和二八年二月下 旬ごろ丁1の株式二万株を金四百万円で買つたが、その後転売して約百万円の損失 を被つた。二、同年二月はじめごろ已48株式会社の株式五百株を金十六万円で買ったが、丙2旋風直後売却したところ約五万円の損失を被つた。 第六、 丙1の宣伝広告に因る出資者の応募状況。

起訴状記載の出資者を含む本店営業部および各支店等所在地の出資者らは、いず れも前記内1の行つた新聞広告、ラジオ放送、営業案内等のパンフレットその他の 印刷物や丙1職員らの勧誘により、丙1を、約定の配当金の支払および解約時また は満期における出資元金の返還を確実に履行するに走る有利な投資事業を経営し かつ相当の資産を有するところの堅実安全な大衆の利殖機関であると信用して出資 したものであつて、同人らはほとんど匿名組合の本質や丙1の実態についてはなに も知らなかつたというのが実状である。その出資状況は、昭和二七年一二月一八日ごろ c 1 町の本店事務所において、被告人甲 4 が愛知県海部郡 o 3 町国鉄職員庚を前記方法で勧誘し、同人をして現金一万円を出資せしめたのが出資者第一号で、以来出資者は逓増し、出資金は、同年一二月末日現在において約六、七十万円、昭和五月五日 二八年一月末日現在において約五、六百万円、二月末日現在において約千五、六百 万円、三月末日現在において約三千万円、四月末日現在において約四千五百万円、 五月末日現在において約六千万円、六月末日現在において約七千万円ないし一億円、七月末日現在において約一億五、六千万円、八月末日現在において約二億五、 六千万円、九月末日現在において約四億円、一〇月二四日(丙2休業発表当日)現 在において約七、八億円、一〇月末日現在において約五億円、一一月末現在におい て約五億円弱、一二月末日現在において約四億四、五千万円、昭和二九年一月中旬 現在において約四億三千五百万円に達した。(右各金額のうち、約三割が株券およ び投資信託証券で七割が現金であつた。)右のように出資額は丙2休業の際最高の 七、八億円に達したが、丙2旋風の影響により約二、三億円の解約者を出し、そ後 新規出資者は順次減少し、遂に原判示金額の未払焦付を出し、昭和二九年一月下旬ごろ完全に休業の状況にたちいたつたのである。

丙1の裏面と被告人ら幹部の内部関係。 第七、

丙1は元々、被告人甲2と同甲4が、前記のように二台のオートバイを手形で買 い入れ、これを質入れして金十六万円を調達し、これを元手として発足したもの で、いわゆる事業資金の準備もなく、また堅実にして具体的な事業計画はなにもな かつた。その匿名組合契約書にうたい、宣伝これつとめた月五分(現金出資の場 合) の高率配当を実施し、解約時または満期における出資元金の返還その他本店お よび各支店等の諸経費をまかなうには、少くとも月一割の利益をあげ得るような事業に出資金を投資運用しなければならないということや、かかる有利な事業をなさ ずして順次あとから入る出資金をもつて配当金の支払および、出資元金の返還をな し、その他諸経費をまかなう。いわゆるタコ配当および自転車操業の方法をとれ ば、早晩その支出に行きづまりを生じ、けつきょく出資者に財産上の損害を加える にいたるということは理の当然であり、各被告人ら幹部において十分に認識してい たところである。それゆえに、たとえば、被告人甲1、同甲3は、昭和二八年六月ごろ被告人甲2に対して、なにか事業を開始しなければ丙1の経理面は赤字増加の一次なれば、日日昭行さずれて、ない。 一途をたどり早晩行きづまるであろうということや、また被告人甲1において、そのころ被告人甲2に対して、自分が丙1理事長として各支店長や出資者らに対し堅実有利な事業を行つていると宣伝している手前、まさかのときに言いわけがたたないということを進言した。これ丙1の宣伝広告が丙1の実情に反した虚偽誇大のも のであることを認識しての心配からである。また被告人甲4は昭和二八年五月中旬 <u> 『ろ被告人甲2の側近に勤めていた事務員辛1(現在の妻)から婚約を求められた</u> 際、丙1の行つていることの危険なことを告げられ、早く丙1を脱会すべき旨勧説 せられたのであつて、同被告人も前同様の認識を有していたものである。しかし被 告人甲2は、六ケ月ないし二ケ年の長期出資を計画し、それらの出資金を大資本に 結集して事業投資を行うべきであると主張し、被告人甲1が持ち込んだ前記己1株 式会社の事業などについても、あえて積極性を示さず、むしろ出資の募集に狂奔し たのである。そして出資金は増加しても、それをタコ配当、出資元金の返還、その他の諸経費に費い、しかも仮払金名義のもとに被告人らのはでな飲食遊興費までま 他の間程質に質い、しかも仮名並石製のもとに被占人らのはでな飲食が異質までまかなつたので、丙1の経理面は赤字がどんどんと増加した。一面被告人甲1が主となつて前記第五の事業に手を出したが、それ自体さしたる利益をあげうべき事業でもなく、いたずらにブローカーのふところを太らしめたぐらいで、ことごとく失敗に帰し、けつきょく失費のみかさみ、得るところはほとんどなにもなかつた。翻つて丙1の経理面から根観するに、昭和二八年二月末日現在における出資総額は経典 五、六百万円に達したが、配当金、出資元金の支払、本店および各支店等の諸経費 のため約四百万円の赤字を生じ、同年六月末日現在における出資総額は約一億円に 達したが、赤字は約四千万円に達した。同年一〇月末日現在において出資総額は約 五億円に達したが、赤字は約二億円に達し、昭和二九年一月下旬ごろ丙1が休業状

態に入つたころは保有現金は皆無の状態で、ただ前記己30株式会社のような第二会社に投資した資産と、丙1本店各支店等の備品、什器等が残つた程度で、しかも これらの物件も源泉所得税未納付のため、国税庁から差押を受けたものである。被 告人らはいずれも丙1の幹部という連帯的地位にあり、特段り事情のない限り、 1の運営についてわれ関せずの態度をとつてその責任を回避し得ざる立場にあるの みならず、被告人らは昭和二八年三刀から丙1運営委員会(理事会ともいう。)を 組織し、月三、四回定期的にまたは臨時に丙1本店および名古屋市 r 区 p 3 町 q 3 所在の旅館辛2その他の料亭等において同委員会を開催し、丙1の経営一般、すな わち出資状況、募集方法、経理状態などについて協議決定を行い、同委員会の決議 によらないときは文書による稟議決裁の方法をとったのであつて、被告人らは前記 丙1の宣伝広告、勧誘の虚偽誇大なることおよび丙1内部の矢状を相互に認識し合っていたのであり、このことは同年四月ごろの同委員会において、とくに被告人甲 2が発言して、丙1の秘密防止について説明し他の被告人らの協力を求め、丙1の

実態の暴露せざらんことを恐れていたことでも明らかである。 第八、 被告人らの丙1運営に関する出資募集行為の可罰的評価。 以上の各認定事実を総合して考察するに、丙1は全国的な組織網を有し、 る企業形態をもつて、公然かつ巧妙な宣伝広告、勧誘方法を用いて、丙1がその実 なんら前記高率配当、出資元金などの支払をなすに足りる実質的な投資事業をして おらず、かつ固有の資産を有しないのにかかわらず、これを隠しあたかも内1は堅 実にして安全な投資事業を経営し、右配当金出資元金の支払を完全に履行し得べき 程度の利益をあげている旨虚偽誇大の事実を流布しまた内容虚偽の貸借対照衣を記載した決算報告書を広告するなど、悪質な欺岡手段を講じて大衆の利殖欲をあふり、その旨誤信した出資者から匿名組合出資名義のもとに現金株券投資信託証券などを交付せしめてこれを詐取したもので、いわば被告人らは法の盲点を利用した詐欺団体である。最初は被告人甲2、同甲4らの共同謀議の下に丙1を開設して詐欺 行為の実行行為に着手し、以来主として業務関係の責任者たる被告人甲2において 同蔽行為を反復累行したものであるが、被告人甲1、同甲3らはいずれも被告人甲 2の勧誘により、途中から右共同謀議に参画し、以来被告人らは共同音思の下に一 体となつて丙1運営の役割を果したものである。そして被告人らはいずれも前記虚偽誇大の宣伝広告勧誘と丙1の実態の矛盾を認識し、かつ大衆においてこれらの宣伝広告勧誘を真実と誤信して匿名組合出資名義のもとに現金等を交付するものであ ることを認識していたのであるから、詐欺罪の確定的犯意を有せることは疑いのないところである。被告人らが出資者に対し、約定による配当金支払および出資金返 還の意思を有し、いわゆるタコ配当および自転車操業の方法でこれを履行した事実 があつたとしても、それは犯罪の発覚を防止し、さらに新規出資を詐取せんがため の手段とみるべきであるから、右詐欺の確定的犯意を左右するものでない。 (従つ 契約による配当金の支払を受けかつ出資元金の返還を受けた出資者にして実害を 被らなかつた者といえども、法律的には本件詐欺罪の被害者といわなければならな い。) 第九、

所論についての判断。

被告人甲2の弁護人佐藤正治の論旨について。

同弁護人の論旨一は、被告人甲2らが丙1を設立したのは丙2等を模倣し たのであるが、当時としては少くとも丙2等は健全であり、法律上も行政上も取締の対象とならず、公然と営業を続けていた折であつたので、同被告人らとしては、合法的利殖機関と信じてこれを模倣する気になつたもので、このこと自体なんら非 難すべきてないし、しかも丙1の設立に先立つて専門家から匿名組合の合法性につ いてよく検討教示を受け、その規約を絶対合理的なものでその間なんら矛盾なしと して設立したものであるから、同被告人らに詐欺の犯意はないというのである。

なるほど、前記第二、その一において認定したとおり、被告人甲2、同甲4ら は、当時公然盛大に事業をしていた丙2や丙3の営業形態を模倣して丙1を開設し

たもので、丙2や丙3を合法的利殖機関と信じていたことは認められる。 また丙1開設につき、丙1の規約および匿名組合契約書の草案作成に関し 計理士および大池弁護士の検討教示を受け、匿名組合という法律上の制度があり、 丙1の規約および契約書の内容に法律的矛盾なしと考えたことも認められる。しか 本件において問題とせられるところのものは、被告人らが丙1を大衆の利殖機 関として開設経営するについて、前記第五および第七に率いて認定したような丙1 内部の実情であるのにかかわらずこれを隠し前記第四において認定したような虚偽 誇大の宣伝広告、勧誘方法を用い、大衆を欺罔して、匿名組合の出資名義の下に、

現金、株券または投資信託証券を交付せしめた行為自体である。すなわちこの欺罔 手段は、丙2や丙3のそれを模倣したものでもなく、また計画、法律の専門家の教 示によるものでもなく、全く被告人らの独創によるものである。従つて被告人らが 丙2や丙3を合法的利殖機関と信じたということや、匿名組合が合法的な制度で丙 1の規約および匿名組合契約の条項に矛盾なしと信じたというようなことは、本件 詐欺事犯の犯意に無関係であつてあえて論ずる必要はないのである。

二、 同弁護人の論旨二は、原判決は丙1の支店等の職員を被告人らの手足的存在にすぎないとみているのは皮相的である。

すなわち、支店等においてはそれぞれ責任者がおり、その業績をあげるため、被告人らの一般的宣伝、勧誘方針の指示を越えて、独自の裁量により出資者を募集したこともあると察せられるというのである。

しかし、前記第三、その二において認定したように、丙1の本店営業部および各支店等は、いずれも独立会計をもたず、いわば本店と出資者間の取次機関とでもいうべき存在であるのみならず、前記第四その一において認定したように、本店営業部および各支店等における出資募集の宣伝広告、勧誘方法は、もつぱら本店の指示資料に基いて行われ、支店長その他職員らが本店の指示を逸脱して、独自の裁量によって行うことは堅く禁止せられていたので、これをなさなかつたのである。

三、同弁護人の論旨三は、原判決によれば被告人甲2の発言力が丙1の運営を左右し、他の理事の存在を薄くしていたと認めているが、これは恐らく他の被告人らの捜査過程における責任転嫁的供述に偏した見解であつて当を得ないというのである。

しかし、前記第三、その一および第七で認定したとおり、丙1の運営委員会に蔚ける被告人甲2の発言力はきわめて強く、やや独裁的傾向すらうかがわれるのであつて、このことは前記認定の丙1開設の経緯、出資募集の宣伝広告の立案企画、丙2旋風対策などにおける被告人甲2の役割自体に徴して明らかであつて、この観察こそ客観的に妥当するもので、決して他の被告人らの責任転嫁的供述を盲信した結果ではない。

四、 同弁護人の論旨四は、原判決は、被告人らは当初善意であつて丙1の本来 一つの利殖事業として経営してきたが、その後予期しない出資金の激増をみるに及んで本来の事業運営方針から漸次独自の見解に基く会の運営方針が常軌を逸脱した方向へ移行し、ついに出資金を詐取するにいたつたものと認めているが、被告人らしては当初の運営方針をことさらに変えて行つたわけでは決してなく、丙1の組障容が整備されないうちに、予期しない出資応募が増加したため、その仕事にに殺され、ますます手不足を来たしたが、被告人らとしては出資の増加に伴いこれに対応する事業投資等利殖方法の実行に奔走努力したが、何分にも手が回わら経営のみならず、不慣れのせいもあつて、期待通り手つ取り早い成果もあがらず、経営の経生化に少なからず苦慮していたが、その間の過渡的操作をするには出資募集に重点をおかざるを得なかつたわけで、決して会の運営方針を変え、意識的に進んで悪意に移行したものではないというのである。

しかし、所論指摘の原判決の事実認定およびこれを前提とする所論はいずれもの原判決の事実認定およびこれを前提とする所論はいずれもの所論はである。がは、では、一次のある。がは、一次の事業では、一次の事業である。がは、一次の事業を担める。がは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業のでは、一次の事業を追求を表して、一次の事業を必要を表して、一次の事業を必要を表して、一次の事業を必要を表して、一次の事業を表して、まり、のり、一次のより、のの事業を表して、まり、のので、一次の事業を表して、まり、のの事業を表して、まり、一次のより、これて、一次のより、これて、一次のより、一次のより、一次のより、の

五、 同弁護人の論旨五は、原審は—かかる状況下に営業を継続するときは—配当金のみならず元本の支払をも停止せざるを得ないことの蓋然性を認識し得たにかかわらず、出資金の受入れに関し匿名組合に仮装せるを奇貨とし、出資者より金銭等を詐取せんとし、各被告人らは逐次共謀の上と判示しているが、被告人らがはた

してそのような認識をしていたか全く不明であるし、逐次共謀の上とはいかなる状態によるものか解し難く、またかりに未必的故意があつたとしても証拠上それがいつ生じたものか不明である。さらに被告人らが虚偽の宣伝を一般にしたからといて、はたしてそれがすべての出資者に到達したかどうか疑問であるのみならず、そのことのみが出資者の誤信の原因となり出資するにいたつたものかはなはだ不明ある。世間のうわさだけで出資者自ら進んで出資したものも絶無といえないし、また情を知らない職員をして虚偽の宣伝勧誘を行わしめたと判示されているが、すべての職員が単に手足のような役割を果したとは常識上考えられないし、職員を信頼して出資する者もあつたと聞いているというのである。

しかし、前記第七において認定したとおり、被告人らが丙1運営の方法として、 いわゆるタコ配当および自転車操業を継続し、利益をあげうべき事業を経営しない 限り、早晩配当金のみならず、出資元金の支払をも停止せざるを得ない状態にたち いたることの蓋然性を相互に認識し合つていたことは明らかであり、かかる実情に ありながら、出資を募集した点において詐欺の未必的故意ありと解した原審の解釈 は一面の見方で誤りではないが、本件では前記第八において説示したように、虚偽 誇大の宣伝広告、勧誘自体をこそ欺罔手段の最たるものと認めるべきでこの点にお いて被告人らはいずれも詐欺の確定的犯意を有し、かつ相互に意思を連絡し、いわ ゆる共同謀議という共同正犯の主観的要件を備えていたものである。けだし大衆が 匿名組合の本質を理解し、丙1の行う宣伝広告がその実状に反する虚偽誇大なもの であると知れば、たとえタコ配当および自転車操業の方法による配当金の支払、出 資元金の返還を受け得られるとしても、おそらく何人も出資を決意するにはいたらないであろうことは社会通念上疑いないところである。そして前記第六において認 定したように、各出資者はいずれも丙1の行つた虚偽誇大の宣伝広告を真実なりと 誤信し、かつ匿名組合の本質を知らなかつたからこそ出資したのであつて、かりに 出資者のある者が世間のうわさを聞き、あるいは丙1の職員を信頼して出資したと しても、けつきよくは丙1の虚偽誇大の宣伝広告に基因するものであつて、これと 右出資との間には因果関係が存することは当然であり、ただすでに錯誤に陥つてい る者の心理状態を利用して出資させたという関係になるに過ぎない。また内 1 本店営業部、各支店等の職員らが幹部たる被告人らと犯意を通じていたとみるべき証拠はないのであるから、原判示のように右職員らは情を知らない者というべく、被告してがある。 人らがこれら職員を使つて出資を募集したのは、犯意のない者を利用して詐欺罪を 実行したこととなりいわゆる間接正犯として刑事責任を負担すべきものである。

六、 同弁護人の論旨六は、丙1の右各職員らが、本件出資募集の担当者とすれば、その募集の内容を各別に特定明示すべきであるのに、原判示のように出資者すべて同一形態として判示したのは理由不備であるというのである。

しかし、原判示によれば、被告人らの各被害者に対する共通的欺罔手段が摘示され、各被害者に対する出資の宣伝勧誘、受入れを担当した各支店等の職員、被害者 氏名、被害財物等が明示されているから、個別的判示としてなんら欠くるところは なく、従つて理由不備の点はない。

七、 同弁護人の論旨七は、原審が証拠として採用した被害始末書は、同形一色であつて、きわめて信ぴよう性に乏しく、これを証拠に採用することは、たとえ被告人の同意があつても採証の法則に反するものであり、すべての出資者を各別に取調べなければならないのに、原審は審理の促進を期するのあまり、この点を省略したのは審理不尽であるというのである。

しかし、被害始末書が同一形態であるからとて、その記載内容の信ぴよう性が乏しいと解すべき経験法則はなく、被告人らにおいてこれを証拠とすることに同意し、供述者に対する反対尋問権を抛棄した場合、裁判所において相当と認める限り、右書面の形式的証拠能力を認めてこれを事実認定の証拠に採用することのできることは、刑事訴訟法第三二六条第一項により明らかなところであつて、さらにこれらの被害者を各別に取り調べなければならないという証拠法則はない。従つて原審の措置になんら採証の法則違反の点はない。

審の措置になんら採証の法則違反の点はない。 八、 同弁護人の論旨八は、丙1の行つた誇大な新聞広告あるいは営業案内などのパンフレツトは、一見すれば利殖の経験の有無を問わず、少くとも一般普通人なれば、事があまりうますぎることに気付き、その内容に疑問をいだきいわゆる「マユツバモノ」として警戒したであろう、とすれば、恐らく出資者として右新聞広告や営業案内等の内容を全面的に信じたというのはごく少数の者であり、その大多数の者はこれを了知または察知しながら、その欲心から高配当にみせられ、短期の出資のことゆえ多少の危険はあつてもかまわぬ、なんとか自分だけはよかろうという 心理で出資したものとみるのが相当である。被害者心理として、とかく丙1の幹部たる被告人らが検挙せられ、そのため丙1の運営がとんざし、出資金がもどらぬとなるや、にわかに被害感情をもやし、自己の落度をたなにあげ、もつぱらだまされた、だまされたと、異口同音にいう傾向にある。すでに出資金の返還を約定通り配当まで付してもらつている者も相当多数にのぼつているが、この人たちははたして右のような被害感情を口にするかどうか注目すべきことであるが、遺憾ながら原審はこの点においても審理を尽していないというのである。しかし、この見解は証拠に基かないうらみがある。前記第六および第八において

しかし、この見解は証拠に基かないうらみがある。前記第六および第八において認定したとおり、丙1の全国的な組織網、堂々たる企業形態、あらゆる宣伝報道機関を動負した宣伝広告方法、大衆の利殖欲をあふるに足る巧妙な虚偽誇大の宣伝誘の内容が各出資者を錯誤に陥らしめ、よつて出資をなすにいたらしめたものであり、さればこそ丙1は開店後一年にいたらずして、最高七、八億円という巨額からなを獲得し得たのであつて、被告人らの犯罪手段を了知または察知し被害にかる。とを承知であえて出資するがごとき者は経験則上あり得るはずがないといえる。もちろん出資者において、事前にいま少し慎重な注意を払つたならば、本件問責を避け得たかも知れないが、かかる不注意があったないには、所論のように配当を避け得たないものではない。(本件出資者のなかには、所論のように配当を避け得たないではないである。)

しかし、本件匿名組合契約約款の有効、無効論、あるいは解釈論のごときは、本件詐欺事犯の判断については、だ足の議論である。要するに前記説示のように、、本件においては、丙 1 が事実に反し、前記高率配当および出資元金の支払を確実にをしてはる程度の堅実安全な投資事業をしているごとく前記欺罔手段を用いた点が大衆を欺罔し、同人らから匿名組合出資名義のもとに現金等を交付せしめた点が大衆を欺罔し、同人らから匿名組合出資名表のもとに現金等を交付せしかた点が、法詐欺罪の特別構成要件を充足するのであつて、犯罪成立論としてはそれをも記述必要にしてかつ十分であり、それ以上論議する必要はないのである。なお、前記所のように被告人らが真剣に事業投資をもくろみ、その実現に努力したとか、あるいは配当金につき決算期に精算する意思をもつていて、ただ出資者のため便宜でと限度の配当を保障したにすぎないというようなことはとうてい肯認することはでき

ない。

一〇、 同弁護人の論旨一〇は、原審は検察官提出の全証拠を検討するも、被告人らの間に出資者より出資金を詐取しようとして特に共同正犯とした事実は認められないといいながら、しかし被告人らにおいて共謀共同正犯として責任ありとして、丙1が取締法規の適用による制約を免れるのと知る名組合契約を仮装した一事をもつて直ちに被告人らに刑事上の責任を負わめの名組合契約を募集するため虚偽の手段を用い出資者をしてこれを信ぜしめ因で、出資金を募集するため虚偽の手段を用い出資者をしているに被告人らがは、被告人らが表集の当初にあたり、出資金の返還不能の生ずることあるを蓋然的に認識し得たと募集の当初にあたり、出資金の返還不能を生ずることを蓋然的に認識し得たといまの当初にあたり、被告人らの主観がどうであつたか明らかでなく証拠によって判定されていないというのである。

しかし、前記説示のように、本件は出資金を募集するため虚偽誇大の宣伝広告を行い、よつて出資者を欺岡し、匿名組合出資名義で現金等を出資せしめたことにより詐欺罪の特別構成要件を充足するのであつて、匿名組合契約が仮装のもので無効であるかどうかという点や、被告人らにおいて出資募集の当初にあたり出資金の返還不能の生ずることを蓋然的に認識していたかどうかという点を論ずるのは、情状論として意義があるが犯罪成立論としては無用である。(なお、前記第七において認定したように、事実は被告人らにおいて出資金返還不能の蓋然性を認識していたことは明らかなところである。)

ーー、 同弁護人の論旨ーーは、原審は共同正犯の責任は直接謀議をなした場合だけでなく、被告人らのごとく相互の間に犯意の連絡ありとみられる場合においても存するものと解せられているが、ここに犯意とはいかなるものか、意思の連絡はいついかにしてなされたかは不明であるというのである。

しかし、ここに犯意とは、被告人らにおいてそれぞれ前記虚偽誇大の宣伝広告、勧誘による欺罔手段、出資者の錯誤、右錯誤に基く出資という各事実、およびそれら一連の因果関係を認識することであることは論をまたないところであり、被告人ら相互の間に犯意の連絡(相互認識)のあつたことは、前記第七において認定した事実により明らかである。そして共謀共同正犯の有罪を判示する場合、主観的要件である共謀の事実はいわる罪となるべき事実に属しないから、単に共謀の旨を判示し、客観的要件であるいわゆる罪となるべき事実、すなわち犯罪特別構成要件を充足する具体的実行行為を日時、場所、方法等をもつて明示して特定し得る程度に表示すれば足り、共謀自体の日時、場所等を明示する必要はないものと解する。

一二、同弁護人の論旨一二は、原審は丙1の運転資金の不円滑を打開するため、被告人甲2が全然根拠のない貸借対照表を作成し、これを宣伝広告、勧誘したといるがにわかに増加したとし、これを昭和二八年七月初日公司を犯罪の対象としているが、被告人甲2の名であるが前記のようにあくまて運転資金の打開策であったとみれば、たとえいわりに表する意思は認められない。また一つの事業である以上継続的多数の行為自己を主取の意思は認められない。また一つの事業である以上継続的多数の行為引き、いわば水の流れにひとしいものを、その流れを強いて区切つて一線を引き、いわば水の流れにひとしいものを、その流れを強いて区切つて一線を引き、いわば水の流れにひとしいものを、その流れを強いて区切ってある。のは、それ以後は犯罪なりということは不可能なことである。のに、同日からの出資を犯罪の対象として取りあげたことは不合理である。のに、同日からの出資を犯罪の対象として取りあげたことは不合理である。

しかし、所論、貸借対照表公表の経緯およびその内容は、前記第四その三の三において認定したとおりで、明らかに本件詐欺の欺罔行為の一つである。被告人甲2らが、いわゆる自転車操業により、順次出資金を返還する意思をもつていたとしても前記説示のように本件詐欺罪の犯意の存在を左右するものではない。論旨をいかえれば、欺罔手段を用いて他人から現金等を詐取しても(すでに犯罪成立)、れをうまく運転して利益をあげ、しかるのち右現金等を返還すれば(弁償的性質)、詐欺の犯意はないという筋のとおらない理論となるのである。また右貸借対照表を記載した決算報告書の公表が七月一二日以降のことであることは、前記認定のとおりであり、原審が七月一日からの出資金を本件犯罪の対象としていることも

所論のとおりである。しかし、本件詐欺罪の欺罔手段は、右貸借対照表の公表だけではなく、丙1発足当初からなされた一連の虚偽誇大の宣伝広告であることは前記説示のとおりであるから、七月一日以降の出資分を本件詐欺罪の対象としてもなんら不合理性はないのである。本件起訴の対象を、丙1開設当初からの出資分全部に及ぼすべきか、あるいは本件現実の起訴のように七月一日以降の出資分(いわゆる焦げつき分)に限定すべきであるかということは、いわゆる起訴便宜主義を採用する現行刑事訴訟法の下で、検察官が刑事政策的考慮ないし検察技術的考慮をもつてる現代を認めたものとみるべきではない。

一三、 同弁護人の論旨一三は、原審は昭和二八年一〇月二二日(二四日の誤認)発生したいわゆる丙2旋風の際、被告人らが解約者に出資金を返還した措置を目して、丙2休業を逆に利用し出資金の増加を図る目的であつたと認定しているが、これはあくまで悪意の解釈である。被告人らとしては、丙2旋風によつて動揺しつつあつた出資者を取りしずめ、大挙取り付けによる休業を防止し、出資者を守ることのみがねらいで、解約申入れがあれば出資金を返還する旨広告し、事実これらの人々にはすべて返金したのであつて、この期にいたつても詐取の意思がなかったことを物語る明らかな証左であるというのである。

しかし、被告人らがいわゆる丙2旋風に際してとつた処置ならびにその意図は、前記第四その二の四において認定したとおりであつて、いわば自分らの犯罪の発覚を防止し、さらに丙2休業に乗じて新規出資を獲得せんとする本件詐欺罪の一手段であつて、所論のごとき善意の処置とみるべきではない。いわんや、出資者に対する出資金の返還が本件詐欺罪の犯意を否定する証左とならないことは前記説示により了解することができ、むしろ右返還は前記説示のごとく被害金の弁償的性質を有するものとみるのが妥当である。 はたに各論言はすべて受いた。

その二、被告人甲4の弁護人柘植欧外、同高橋正蔵の論旨について。 同弁護人らの論旨一は、原判決は丙1設立当初においては積極的に出資者 を欺罔して出資金を詐取せんとする意思なく、途中から出資金を詐欺する未必的故 虚を抱くにいたつたと判示しているが、原判決の他の判示事実(および判断事項) と彼此照合するときは、右未必的故意に関する判示には数々の矛盾どうちゃくを発 見するばかりである。1、被告人らが出資金を詐取せんとしたとき、換言すれば未 必的故意を抱くにいたつたときが必ずしも明らかでなく、さらに原判決挙示の証拠 ならびに一件記録に徴するとき、少くとも被告人甲4に詐欺の未必的故意は認定可 ることはできない。原判決が被告人らは設立当初においては積極的に出資者を欺罔 して出資金を詐取する意思はなかつたが、中途からその意思が生じたと認定する以 上、設立当初と詐取の意思が生じてからとの間に、丙1の組織、運営、匿名組合の 内容、出資金募集の方法、ひいて丙1の性格について著しい変化が認められること を判示しなければならないのであるが、この点につき原判決は出資金募集の方法として、(イ)昭和二八年七月上旬ごろ虚偽の同年上半期の貸借対照表を一般に公表したこと、(ロ)同年一〇月二二日(二四日の誤認)発生したいわゆる丙2旋風の 際の被告人らのとつた処置をあげるほか、被告人らは丙1を、設立当初から休業に いたるまで同一組織のもとに同一の方法で運営してきたことを判示している。ことに原判決が虚偽の宣伝方法の事例の第一としてあげているところの、「丙 1 が他の利殖機関と異なり出資者に対し高率の配当を確実に支払うことのできるのは主とし て不動産へ投資し莫大なる利潤をあげている」旨の宣伝方法は、被告人らが設立当 初より休業にいたるまで終始一貫使用してきた宣伝文言であつて、原判示のごとく 被告人らの独自の見解に基く会の運営方針が常軌を逸脱した方向へ移行してついに 出資金を詐取するにいたつたものでもなく、また被告人甲2の新資本主義説が他の 被告人の凡庸常識的意見を押え、被告人甲2の独自の見解に基く出資募集のため手 段を選ばざる虚偽の宣伝が被告人らの一致した行為となつて現われ、漸次ろうこた るものに移行したものでもない。被告人らは右のような宣伝方法によつて出資を募 集し、応募者は右宣伝方法を信用して出資をしたことは明らかであるのに、同一手 段方法によつて出資を募集している被告人らに対して、一方において詐取の意思な く、他方において詐取の意思ありとするのは矛盾であるというのである。 たしかに、原判示事実には所論のごとき矛盾がある。そしてこのことは佐藤弁護

たしかに、原判示事実には所論のごとき矛盾がある。そしてこのことは佐藤弁護人の論旨四について説示したとおりである。すなわち前記第八において認定したごとく、被告人らの丙1運営に関する出資募集行為は、開設当初から詐欺罪を構成するもので、その欺罔手段は、被告人らが設立当初から休業にいたるまで終始一貫して使用してきた前記の虚偽誇大の宣伝広告および昭和二八年七月一二日広告した丙

二、 同弁護人らの論旨二は、原判決は被告人らが出資者との間に締結した出資契約は匿名組合を仮装したものであり、その仮装の根底をなすものは、匿名組合方式に従うときは通常の利殖機関に適用される種々の取締法規の適用を免れ、意思が設めて、これを不動産取引に投資し、利潤をあげてゆくということは丙1の当初から進れたるまでの変らざる根本方針であつて、被告人らはつたないながらも、ずで、これを不動産取引に投資し、利潤をあげてゆくということは内1の当初から、ま努力してきたのであるから、結果において不動産投資に失敗し利潤をあげるように表明のであるがあったとはいい。

しかし、前記佐藤弁護人の論旨四および九において説示したとおり、本件詐欺罪の犯意ありとするには、前記虚偽誇大の宣伝広告、出資者の錯誤、右錯誤に基く出資およびそれら一連の因果関係を認識することであり、これをもつて必要にしてかつ十分というべきであつて、匿名組合契約が仮装にして無効であるか、それとも有効であるかというがごときは無用の議論であつて、出資者をして現金等の出資をである。そして本件詐欺罪の既遂時期は出資者をして現金等を交付せしめたときである。そして本件詐欺罪の既遂時期は出資者をして現金等を交付せしめたときであって、出資元金の返還不能となったときではない。従つて、被告人らがかりにその出資金を事業に投資しその利潤をもつて配当金や出資元金を支払う意思を有していたとしても本件詐欺罪の成立を左右するものではない。

三、同弁護人らの論旨三は、丙1は被告人らと乙26の五名をも一角弁護人らの論旨三は、丙1は被告人らと乙26の五名をも一方との論旨三は、丙1は被告人らと乙26の五名をも一方との論旨三は、丙1は被告人らと乙26の五名をも一方との論話とは、丙1は被告人らと乙26の五名をも一方との論話とは、丙1は被告人の表生の一方の神では、一方の神では、一方の神では、一方の神では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の論では、一方の言とといる。ととの言と、一方の言とといる。ととの言と、一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方の言:(一方))の言:(一方の言:(一方))の言:(一方)の言:(一

なるほど、原判決は被告人らおよび乙26の五名をもつて構成する前記運営委員会(理事会)を民法上の組合と解釈していることは所論のとおりである。しかし、前記第八において認定したとおり、丙1は開設当初からの詐欺団体であり、被告らの共同謀議にかかるものである以上、共同正犯者相互の法律関係を民法上の組合と解するのは当を得ない。原審は所論のように、丙1開設当初の被告人らの行為をと解するのは当を得ない。原審は所論の帰属等を論ずるため所論運営委員会と活との組合と論じたものであるが、これとても、本件犯罪の成否には関係のないことであるから無用の議論であるというべく、けつきよく事実誤認に帰着するが、これまた本件公訴事実自体に関しないから判決に影響を及ぼさないものと解する。し

かし、原判決が原判示事実について、被告人らの共同謀議を否定しているとの所論は正確を欠くものである。原判決をみれば、被告人らの間に出資者より出資金を詐取しようとしてとくに共同謀議をした事実は認められないが、被告人らの相互の間に犯意の連絡ありとみられるから共同正犯としての責任があるというのであつて用語に矛盾があり、前記第八における認定に比較すれば、やや共謀共同正犯の認定に不明確な点はあるが、けつきよく被告人らに対して共同正犯の責任を認めているのであるから、右認定を事実誤認であるとしても判決に影響を及ぼさないものと解すべきである。

四、 同弁護人らの論旨四は、原判決は虚偽の宣伝方法の事例として、前記宣伝文言のほか、昭和二八年度上半期における丙1の虚偽の貸借対照表の広告および丙2旋風の際の被告人らの解約処置をあげているから、あるいは原判決はこの正で被告人らの心境の変化(民法上の組合から出資金詐取への変化)の時点として重視しているのかも知れない。しかりとすれば、ここにまた新たな矛盾どうちやくを発見するのである。すなわち、右貸借対照表は判示にもいうごとく、昭和二八年七月初旬ごろ(実は七月一二日)一般に公表されたものであるから、少くとも昭和二八年七月一日の出資者に対して詐欺罪の成立を認定することは矛盾である。この出資金につけたつても、判示もいうごとく、丙2休業は同年一〇月二二日(二四の誤認)であるから、少くとも同年七月一日より同年一〇月二一日までの出資金にて詐欺罪を認定したことは矛盾であるというのである。

しかし、前記のように被告人らは丙1開設当時から休業まで終始一貫して虚偽誇大の宣伝広告をなし、その途中において前記第四の三に率いて認定したような虚偽の貸借対照表を広告し、また前記第四の四において認定したとおり、被告人らは自分らの犯罪の発覚を防止し、かつ、さらに新規出資者を獲得せんがため解約による出資元金返還の処置をとつたもので、以上各欺罔手段は相競合しているのである。従つて右貸借対照表の公表以前たる七月一日からの出資者を本件詐欺罪の対象と認定してもなんら矛盾はないのである。

五、 同弁護人らの論旨五は、丙1は昭和二七年一二月ごろから昭和二九年一月一九日まで営業をしていたものであるが、本件起訴の対象は、昭和二八年七月一日以降の出資金返還不能となつた分のみで、原判決もその起訴事実全部を認めているところから判断すると、原審は少くとも被告人らが昭和二八年七月一日には詐欺の意思をもつていたと認定しているというべきであるが、一体その時期は同日からか、あるいは同年六月からか必ずしも明らかでない。設立当初から休業にいたるまで、同一組織のもとに同一手段で出資金を募集してきた被告人らの行為につき、最初は詐取の意思がなかつたが、後にその意思を生ずるにいたつたと判示する本件のような事案においては、通常の事案と異なり、いつから詐取の意思を生ずるにいたったか、その時期を明らかにしなければ理由不備であるというのである。

しかし、原判示をみるに、被告人らは少くとも昭和二八年七月一日には詐欺の犯意をもつていたことを示しているので、罪となるべき事実の判示方法として欠けるところなく、なんら理由不備の点はない。そして、被告人らの詐欺の犯意は、丙1開設当初からであるのに原審が丙1発足後において生じたものと認めたのは事実誤認であるが、この誤認は本件公訴事実自体に関しないので、判決には影響を及ぼさないことは前記佐藤弁護人の論旨四に対する説示のとおりである。

や、特に丙1の宣伝広告などについて議論されたことなく、また経理の報告などは 一度もなかつた。これらは被告人甲2の独断専行であり、経理のごときは被告人甲 4は丙1休業直前被告人甲3から知らされ驚いた次第である。3、元来丙1開設を 計画したのは、被告人甲2で、被告人甲4は金融方面の知識は皆無で、被告人甲2 と共に上京して丙2や丙3の建物の外観をみるにいたつてその盛大なるに驚き、同 被告人に協力するにいたつたのであつて、その動機は単純である。被告人らはかく して募集した出資金を不動産に投資し、これによつてあげうる収益により約定の配 当が可能であると考えていたが、ただ結果において見るべき利益をあげ得なかつ た。原判決が非難する元千種造兵廠跡の払下げ問題についても、後日になつて批判するときは数々の矛盾を指摘し得るかも知れないが、その火中にあつた被告人甲1 あるいは被告人甲2としては、まじめに精一杯の努力をしたのである。5、原判決 が判断する被告人甲2の提唱する新資本主義は、文字通り夢の域を脱し得ない程度 のものであつたが、同被告人とて不動産に投資して約定の配当をなすべき利益をあ げることの本来の計画を捨て去つたものではない。このことは被告人甲1の持参す る事業計画に対し、常に一応反対の意思を表明しながら、けつきよくはこれに協力していたことでも分かる。6、被告人甲4は、少くとも募集した資金を不動産に投資し、これによつてあげうる収益によつて約定の配当が可能であると信じて被告人 甲2に協力してきたのであり、また事実丙1倒産直前まで丙1の事業計画は着々進 められているものと信じていたのである。7、原判決認定の出資募集の宣伝広告の 企画は、被告人甲2が自ら、または職員戊1らに命じてなさしめたもので、被告人甲4は総務部長として庶務課を統括していた関係上、それらの宣伝広告などの文書発送については知つていたが、これらの文書の内容については知らなかつた。8、昭和二八年度上半期の貸借対照表についても、被告人甲2が被告人甲3に手伝わせ穏密裏に作成し、被告人甲4はただこれを支店会計課長戊16が戊17計理士の事 務所へ届ける際、丙1幹部として儀礼的あいさつのため情を知らず同行したにすぎ ない。9、丙2休業にあたり丙1はいつでも解約に応ずる旨宣伝し、各支店等に対 し調達し得る限りの資金を送付したのは被告人甲2の独断専行によるもので、被告

人甲4の関知しないところであるというのである。 しかし、所論もいうごとく、被告人甲4は、被告人甲2と共に丙1を開設したこと、丙1総務部長として丙1幹部の地位にあり丙1運営委員会の一員であつたこと、総務部長として庶務課、用度課を統括しなお証券投資や支店等の開設に関与したことなど自体からみても、被告人甲4が本件詐欺行為について犯意がなかつたという弁解は、特に首肯し得るに足る事由のない限り、社会通念上、経験法則上これを認め得ないのみならず、前記第二、第三、第七、第八において認定したところを総合すれば、被告人甲4は、本件詐欺事犯につき共同謀議者として共同正犯の責任を負担すべきことは明らかである。

よって共同正犯に関する判例を概観するに、旧大審院はその判例において、いわゆる共謀共同正犯の理論をたて、犯罪の実行を謀議したものは、たとえ犯罪の実行為そのものに加わらなくとも、他の共犯者の実行行為につき全責任を負担するであるとして、最初は知能的犯罪に限りこの理論の適用を肯認していたが、その後この理論の適用を強力犯のごとき非知能的犯罪に及ぼしこれが最高裁判所の判例においても踏襲されるにいたつた(最高裁判所判例集第一巻一頁、第二巻三号二一頁)ことは、所論のとおりである。しかし共謀共同正犯の主観的要件たる共謀の概念に関する判例の態度は所論の陰謀、通謀あるいは謀議ということばの暗示するような数人が相集合して額をつき合せて相談するような場合に限定せず、数人相互の

間に犯行について意思の連絡(共同犯行の相互認識)がありあたかも共同意思いの 下に一体となつて行動する場合をも含むものと解しているとみるのが相当である。 (最高裁判所判例集三巻二号――三頁―二巻八号―七―九頁) そして右数人間に右 のような意味の共謀の事実があれば、実際に犯罪実行行為に加わらない者も、他の 実行行為者の行為について共同正犯者として全責任を負うべきである。 者の背後にかくれてさいはいを振つた者にのみに、共同正犯の責任を認むべしとの 所論は根拠がない。)してみれば、被告人甲4に本件詐欺罪の犯意があり、他の被 告人らと相互に犯意の連絡を有しあたかも共同意思の下に一体となつて行動したの

であるから、本件詐欺事犯の共同正犯として全責任を負担すべきは当然である。
ハ、同弁護人らの論旨八は、原判示によれば、判示欺罔手段、その欺罔に基く 出資者の錯誤、出資者の錯誤に基く金員等の交付についての因果関係が明らかでな く、原判決には審理不尽の違法があるというのである。

しかし、原判決の判示自体において、被告人らの欺罔手段、出資者の錯誤、 に基く出資者の出資状況が明示せられており、それ自体因果関係の存在を認めることができるのみならず、前記第四および第六において認定したとおり、証拠上においても右因果関係は明らかである。もちろん出資者の出資の経緯については千差万円の東ははまるです。 別の事情はあるであろうし、かりに所論のように出資者のある者が丙2や丙3から これらの者がある程度投機的精神をもつて出資したとしても、けつき 肩替りをし、 よく被告人らがした虚偽誇大の宣伝広告を直接または間接に知り、これを真実と誤 信して出資をなすにいたつたのであり、かく出資をなすにいたらしめたことは、同人らのすでに陥つている錯誤を利用したものともいい得べく、やはり前記因果関係の存在を認めなければならない。ゆえに各論旨は理由がない。

その三、被告人甲1の弁護人田中一郎の論旨について

同弁護人の論旨一は、原判決は被告人甲1に対し、本件詐欺事件について 共同正犯の責任を問うているが、同被告人は丙1創設の企画には全然参画しておら ず、丙1創設の当初から休業にいたるまで判示詐欺事犯につき他の被告人三名との 間に全然意思連絡ないし意思共通はないのであるから、共犯関係は否定せらるべき である。しかも原判決は逐次共謀しと判示し、共謀の時期につき不明の欠点があ り、理由不備であるというのである。

しかし被告人甲1は、前記第二、その二において認定したように、昭和二七年一 二月上旬ごろ、北海道に出張中、被告人甲2から丙1の理事長就任を懇請され、書 面でこれを承諾し、昭和二八年一月二日ごろはじめて丙1本店に出勤し、以来理事 長として丙1に関与するにいたつたもので、丙1理事長としてただ一人の対外的責 任者の立場にあり、前記第五において認定したような事業に関与したのみならず、 前記第七第八において認定した各事実によれば、同被告人は、理事長就任後、前記 丙1の出資募集の虚偽誇大の宣伝広告、虚偽の貸借対照表公表のことはもちろん、 丙1内部の事情、出資状況、その他一切の事情を知り、他の被告人らと犯意を連絡していたことが明らかであるから、本件につき共同正犯の責任を負担すべきは当然である。原判示が共謀の時期を示さなくても、共同正犯の判示方法として欠くるところのないことは前述のとおりである。もつとも、丙1における実力第一人者が表しています。 告人甲2であることは事実であるが、同被告人の立案企画したことについて被告人 甲1においてこれを承認していたことは前記第七において認定したとおりであるか ら、同被告人が内1の運営についてなにも知らないロボット的、アクセサリー的存在であつたものとは認め得られない。ゆえに論旨は理由がない。

その四、被告人甲2、同甲3の弁護人青木紹実の論旨について。

同弁護人の論旨一は、原判決が被告人に対し本件詐欺犯行を認定したのは 事実誤認である。すなわち、原判決は匿名組合の解釈について重大なる事実誤認を している。原判決は1配当金の支払は確実になしうるものとして出資せしめている が収益をうる事業に投資していないから匿名組合契約は無効であると論じ、2匿名 組合契約書によれば、決算期に損失があれば精算することになつているがこれは被告人らにおいて実施の意思はなかつたから空文であると論じ、3多数出資者に損益の計算を明確にし配当を実施することは事実上不可能であるといい、4高度の宣伝を利用し出資者の利欲心を利用し出資者に対して匿名組合方式の契約を適用する意思が推生した。 思が被告人らになかつたといい、5匿名組合なれば、被告人甲1が当事者で契約上 一切の権利義務を有すべきであるが、被告人ら全部に責任があるから匿名組合契約 は無効であるとの理由により匿名組合を仮装であると論じているが、いずれも原審 の独断的見解で事実誤認であるというのである。 しかし、たびたび説示したように、本件が詐欺罪を構成するゆえんのものは、丙

1が約定に基く高率配当および出資元金の支払を履行するだけの堅実な事業を経営せず、かつ多額の資産を有しないのにこの情を隠し、前記第四において認定したような、虚偽誇大の宣伝広告をし出資者を欺罔し、匿名組合出資名義のもとに現金を交付させた行為そのものであり、匿名組合契約の解釈論やその約款履行の意思の有無のごときは犯罪の成否に関係のない傍論である。しかも、被告人らが右配当金および出資元金の支払をなすに足るだけの利益ある事業を経営しなかつたことは前記第五および第七において認定したとおりであり、また被告人らが匿名組合の本前記第五および第七において認定したとおりであり、また被告人らが匿名組合の本質を出資者に知らしめないようにし配当金を後日精算する意思はなかつたのであてこのことは前記第二、その一および第四において認定したところで明らかである。

二、 同弁護人の論旨二は、原判決には犯意の点についても事実誤認がある。 1、未必的故意と共謀共同正犯とは両立するか、2、宣伝広告を新聞紙上等に発表 しただけで犯罪の着手といえるか、3、出資者が支店出張所の店頭に現金を交付す るのみで既遂といえるか割切れない争点があるというのである。

しかし、原判決は、被告人等の配当金および出資元金支払停止の蓋然性の認識について未必的犯意の表現をとつているが、本件詐欺罪の犯意につき前記虚偽誇大の 
宣伝広告勧誘の認識という点に重点をおけば、前記第八において認定したごと被告人らは確定的犯意を有したものであり、かつ被告人ら相互の間に右犯意の連絡があつたことが明らかであるから被告人甲2、同甲3に本件共同正犯の責任があるとは当然である。原判決が被告人らの犯意を未必的犯意と認めた点に事実誤認があるとしても、その誤認は判決に影認を及ぼさないものと解することは、前記宣伝広告を新聞紙などに発表し、大衆の閲読了知し得である。(なお、前記宣伝広告を新聞紙などに発表し、大衆の閲読了知といき状態においた以上、犯罪の着手ありといえるし、出資者が支店等の店頭にいた、計算に現金等を出資交付したとき犯罪の既遂となることは当然である。)。ゆえに論旨は理由がない。

その五、被告人甲4の論旨について。

のである。

一、 同被告人の論旨一は、原判決は、被告人らはそれぞれ事業の失敗あるいは不振のため事業資金の調達に腐心していたところ、たまたまそのころ週刊朝日誌上に掲載の丙2や丙3の記事をみて丙1を開設したと認めているが事実誤認である。自分は丙1開設後約一カ月経過したころ丙6計理士から右週刊朝日を始めて見せられたのが事実である。また原判決は、丙1開設当時の被告人らの資産状態や事業について各被告人ごとに明記せず、これを同一視して単に各被告人は苦慮していたと判示したのは暴論である。さらに原判決は、乙25は被告人甲2、同甲4と意見が合わず会の設立直前脱退したと認めたが、これも事実誤認である。乙25は被告人甲2から依頼せられて商品を売却したがその代金を着服したので同被告人と仲が悪くなり、自ら脱退したのであつて自分と意見が合わなかつたためではないという

しかし、被告人らの略歴、相互の関係、丙1開設の経緯と被告人らの関係は、前記第二において認定したとおりであり、けつきよくそのころ、事業の失敗または不振のため困つていた被告人らが、事業資金の調達をするのに丙2や丙3を模倣して丙1を開設したのであつて、原判決の事実認定に誤認の点はない。(所論の週刊朝日を見た日時が違うとか、乙25が脱退した事情が違うということは、かりに論旨のとおりで原審の事実誤認であつたとしても、その誤認は判決に影響を及ぼすものではない。)

二、 同被告人の論旨二は、原判決は丙1設立当初、被告人らに詐欺の意思はなかつたといいながら、結論において詐欺であると論じているが、被告人らがいつその犯意をもつにいたつたか、その時期について一言もせず、犯罪事実と連結しているのは事実誤認である。かりにその時期が原判示貸借対照表を載せた上半期決算報告書を発表した昭和二八年七月一二日からとすれば、同年七月一日から一一日までの行為は何罪なるやわからないというのである。

しかし、被告人らの前記虚偽誇大な宣伝広告、勧誘による出資募集行為は、前記第八において認定したように、丙1開設当初から詐欺罪を構成するものである。従つて七月一日以降の出資募集行為も詐欺罪であることは当然である。そして同被告人が開設当初からその犯意を有していたことは、前記第二、第四および第七において認定した事実によつて明らかであり、判示方法として被告人らが犯罪行為当時において犯意を有していたことは判文自体からわかる程度に記載されれば足り、犯意を生じた日時まで記載する必要はない。

三、 同被告人の論旨三は、自分は丙1の総務部長として文書整理、用度調達の

事務に従事したもので、丙1の宣伝広告、経理一切に関与しない。右宣伝広告は被告人甲2の企画によつてなされ、経理は同被告人および被告人甲3の間で処理された。しかるに原判決は、丙1の理事会を民法上の組合と解し、募集した出資金を被告人らの共同管理と認めたのは事実誤認である。自分は丙1が丙2旋風で経営困難となつた昭和二八年一二月三〇日ごろ被告人甲3からはじめて経理の実情を聞かされて驚いたのである。自分は被告人甲2の秘書にすぎず、本件詐欺行為の責任はないというのである。

しかし、被告人甲4が丙1開設以来その幹部として丙1の運営に関与し、本件詐欺事犯について他の被告人らと犯意を連絡していたものであることは前記第二、第三、第七および第八において認定した事実によつて明らかであるから、共同正犯の責任は免れない。(原審が丙1開設当初の行為を合法的とし丙1運営委員会を民法上の組合とし、募集した出資金を被告人らの共同管理と認めたのは事実誤認であることは前記のとおりであるが、この誤認は本件公訴事実以前のことにかかるので判決に影響を及ぼさないものと解する。)

四、 同被告人の論旨四は、原判決は丙1の宣伝広告を詐欺の手段として引用しているが、かかる程度の誇大広告は社会通念上許さるべきであるというのである。しかし、前記第四において認定したような出資募集の宣伝広告は、社会通念上看過し得べき誇大広告ではなく、虚偽の事実を主体とせる欺罔手段で違法性を帯びることは当然である。ゆえに各論旨は理由がない。

以上説示のとおりであるから、原審が本件公訴事実について原判示被告人らの共同謀議による詐欺事犯を認定し、有罪の判決を宣告したのは相当であつて、所論のように判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認の点はなく、その他理由不備、理由くいちがい、審理不尽、法令解釈適用の違反、採証手続違反の点は、いずれも存在しない。ゆえに各論旨はいずれも理由がない。

被告人甲1の弁護人田中一郎の控訴趣意第二点、被告人甲2、同甲3の弁護人青木紹実控訴趣意第三点、被告人甲2の弁護人佐藤正治の控訴趣意第二点、被告人甲4の弁護人柘植欧外、同高橋正蔵の控訴趣意第二点(各量刑不当の論旨)について。

各所論にかんがみ、本件訴訟記録ならびに原審および当審で取り調べた証拠に現われた。本件犯罪の動機、手口、態様、罪質、被害程度、社会的影響、各被告人の役割、被告人の経歴、性行、家庭状況、その他諸般の事情を総合考察すれば、各所論を十分に参酌しても、被告人らに対する原審の量刑は決して重きにすぎるものとは認められない。ゆえに各論旨はいずれも理由がない。

検察官の控訴趣意第一点(罪数に関する法律解釈の誤の論旨)について。

議員は、原判決は公訴事実のとおり、被告人らが共謀の上、昭和二八年七月一日ごろから昭和二九年一月一九日ごろまでの間、合計三千七百五十一回に亘り、虚偽誇大の広告宣伝および勧誘によつて壬ら千三百四十八名を欺罔し丙1の本店営業部を始めとする支店等の店舗二百十五ヶ所およびその他の場所で、出資金名下に現金合計一億八千三百四十三万七千二百三十円、株券五千六百五十四枚(見積価格合計三千百七万八千二百円)および投資信託証券三百一枚(見積価格合計八百三十八万二千四百六十円)を騙取した事実を認定しながら、これを単一意思に基いた一行為であるから、包括的一罪として処断すべきものとしているが、右は罪数に関する法律解釈を誤つた違法があるというのである。

てそれらの行為を一罪として取り扱う概念であつて、明らかに連続犯として科刑上 一罪とせられるものと区別された概念であった。そして右包括一罪の概念は、連続 犯の規定の削除されたのちにおいても、当然に変ることのあるべきはずはなく、こ れを拡張すべき理論的根拠は見出されないのであるが、裁判の実務においては、右 概念に含まれない連続犯的犯罪を包括一罪の名のもとに一罪として処断する傾向が 生じていることは否定できない。おそらくそれは、現行刑事訴訟法の下において、 犯罪個数の多い事件に関する捜査、公訴事実の訴因化、自白に関する補強証拠など すべての面について幾多の制約があるため、この種事犯を簡略処理するためその必 要に迫られて生じた現象のようである。それゆえに、それら判例の右包括一罪の理由づけにあたつては、講学上いわゆる、意思標準説、行為標準説、結果標準説、あ るいは犯罪特別構成要件標準説等のそれぞれに基いてまちまちであり、統一的な理 論的根拠は発見し得ないのである。連続犯の規定のなくなつた現在において、連続 犯的犯罪を常に必ず併合罪として処断すべきであるというのではなく、かかる犯罪 を単に事務処理上の便宜のため包括一罪の概念を不当に拡張し、あたかも連続犯の 規定の再現と同じように一罪として処断することは、他の犯罪との処断上の不均衡 を伴い、社会通念ないし国民の法的感情からみても不合理といわざるを得ない結果 が生ずることをおそれるのである。しからば、連続犯的数個の犯罪を包括一罪とし て処断すべき要件をじう考うべきか甚だ困難を感ずるのであるが前記学説または判 (別等を総合考察すると、その最少限度の要件として、(一) 犯意が同一であるかまたは継続すること、(二) 行為が同一犯罪の特別構成要件を一回ごと充足すること、(三) 被害法益が同一性または単一性を有することの三つが必要であると解する。はたしてこの見解にして妥当であるとすれば、本件詐欺事犯は、犯意の継続性、行為の前記構成要件充足性は認められるが、全犯罪事実について被害法益の同様なない。 ー性または単一性を認めることはできないから(財産的被害法益でその数は多数で あるが、同一被害者に対する数個の行為に限り被害法益の同一性ありとしてこれを 包括一罪と認むべきである。) 本件を包括一罪として処断することは許されないも のといわなければならない。してみれば、原審がこれと見解を異にし、本件詐欺事 犯を包括一罪として処断したのは法令の解釈適用を誤つた違法があり、この違法は 各被告人に対する処断刑の範囲に変更を生じるので、判決に影響を及ぼすことが明らかである。ゆえに論旨は理由があり、原判決はこの点において破棄を免れない。 よつて被告人ら四名の各控訴(被告人甲1の原審弁護人田中一郎の控訴を含む) はいずれもその理由がないので、刑事訴訟法三九六条によりこれを棄却し、検察官 の本件控訴は右の点において理由があるので、刑事訴訟法三九七条、三八〇条によ り原判決を破棄し、検察官の量刑不当の論旨については、後記自判において判断を 示すこととし、同法四〇〇条但書により、当裁判所においてさらに判決する。

被告人らの略歴と相互の関係。

実)

被告人甲1は、岐阜県立乙1中学校(旧制)三年を中途退学後、個人経営または 株式会社乙3代表者として皮革製品の製造販売業に従事してきたが、昭和二四年末 ごろ輸出製品の値下りのため多額の借材を負担し、昭和二五年から昭和二七年春ご ろにかけて、東京都に同商会支店を設けブローカーのような仕事をしていたが成功 失意の状態にあつたもの、被告人甲2は、東京都所在の乙4大学乙5部乙6 科を卒業し、岐阜市内で月賦建築業をしたが失敗し、昭和二五年六月ごろから繊維 製品の卸商あるいはブローカーをしていたが、窃盗罪で二回裁判を受け(いずれも刑執行猶予)さらに昭和二五年一二月ごろ詐欺罪で岐阜地方裁判所に起訴せられ本 件とは別に公判繋属中であつたもの、被告人甲3は、岐阜県立乙9学校(旧制)を 卒業後、同県内務部乙10課に勤務していたが、在職中強姦致傷罪により裁判を受 けて服役し、出所後木材販売業や建築請負業に従事していたが多額の債権を焦げつ かせ、昭和二七年四月ごろ岐阜市で金融業を営む乙16株式会社の代表者となつた が、同年一〇月ごろ相互銀行法違反のかどにより当局の取締がはじまることを聞知 しさつそく営業を停止するという有様で、手を出す事業にはことごとく失敗したもの、被告人甲4は、乙17中学校(旧制)を卒業し、昭和二二年六月ごろから名古 屋市内で個人経営または株式会社乙20の代表者として電気器具の販売業に従事したが、多額の借材を負担して失敗し、同年一〇月ごろ同市。町所在の乙21会館に 事務所を設け乙22の商号で清涼飲料水の製造販売業をはじめたが、経営は思わし くなかつたものである。そして、被告人甲1と同甲2とは、昭和二六年暮ごろ被告 人甲1の義弟乙23の紹介で知合い、その後被告人甲1は、同甲2のあつせんで北 海道方面に皮革製品を売り込もうとしたが、同被告人の債権者に右商品を差押えら れたりして約五十万円の損害を被り、被告人甲4と同甲2とは、昭和二七年九月ごろ名古屋市r区s町乙25方で被告人甲4の友人乙26から紹介されて知合い、被告人甲3は、被告人甲2の妻乙28の叔父で同人らの結婚を世話し昭和二四年ごろから同人らと親交があり、被告人甲1と同甲3とは、昭和二七年七、八月ごろ被告人甲2の紹介で知合い、被告人甲1と同甲4、および同被告人と被告人甲3とは、それぞれ本件丙1会においてはじめて知合つたものである。

第二、 丙1会開設の経緯および丙1と被告人らの関係。 昭和二七年一〇月ごろ、当時それぞれ事業に失敗して困つていた被告人甲2、同甲4の両名は、前記乙26、乙25の両名とともに事業資金のねん出を相談の結果、被告人甲2の提案により、そのころ、いわゆるまち(街)の利殖機関としてで営業をしていた丙2会や丙3会が、匿名組合(商法五三五条以下)の方式で般大衆から多額の金員を出資金名義の下に受け入れているのに着目し、これを模して匿名組合の方式で一般大衆から同様名義の下に金員等を入手しようと一決して匿名組合の方式で一般大衆から同月下旬ごろにかけて、被告人甲2、同甲4の下の名は、東京都内所在の丙2本店および丙3本店、または名古屋市内所在の丙2本店および丙3丙5支店に客を装つて赴き、それぞれの職員から事業内容の説するを受け、営業案内その他宣伝用パンフレットなどをもらいうけ、職員の客に対すると思いる。

所に借り受け、同月一三日ごろ丙13ほか一名の職員を採用し、同月十五日丙1本店として発足したのであるが、被告人甲1は、同月上旬ごろ北海道旭川市に商用で出張中、被告人甲2から書面による懇請により丙1理事長就任を承諾し、昭和二八年一月二日ごろはじめて丙1本店に出動し、被告人甲2から改めて丙1の計画や匿名組合方式の説明を受け、以来理事長として丙1の営業者名義人となり、被告人甲3も、昭和二七年一二月一三日ごろ被告人甲2の懇請により、職員選考試験に立会い丙1の経営に参加することを承諾し、同月一七日ごろから出動したのである。

丙1の犯罪的性格および被告人らの役割。 丙1は、前記のように被告人甲2の思いつきから事業資金もなく開設されたもの であり、また後記のように具体的な事業計画もなく、有望な投資事業を経営したこ ともないのにかかわらず、高率の配当金の支払および出資元金の返還を確実に履行し得るに足る事業を経営しているところの大衆に有利な利殖機関である旨虚偽誇大 の事実を、全国的広範囲に亘つて宣伝して出資を勧誘し、因つてこれに接した大衆 を欺罔し、出資金名義の下に金員等を詐取した。いわば、一種の詐欺団体であり、 被告人らは右丙1の実態を相互に認識し、いわゆる共同意思の下に一体となつて内 部的事務を分担し、相協力して丙1を運営したものであつて、被告人甲1は、終始 理事長として、対外的には丙1の責任者となり、対内的には丙1運営事務一般を総 括主宰し、被告人甲2は、当初渉外係、次いで業務課長、さらに業務部長として、 職制改正の前後を通じて、丙1の出資の勧誘、宣伝広告、その他支店、出張所、取 次店開設等の事務を担当し、被告人甲4は、当初は渉外係(被告人甲2ととも に)、次いで、庶務課長、さらに総務部長として、職制改正の前後を通じて、内 の庶務、用度等の事務を担当し、被告人甲3は、当初は庶務係、次いで経理課長 さらに経理部長として、職制改正の前後を通じて、丙1の本店、支店等の経理関係の事務を担当し、昭和二八年三月ごろからは、被告人甲1の提案により、被告人ら 全員による丙1運営委員会(理事会ともいう。)を組織し、毎月定期または臨時に 会合をもち、丙1運営の重要事務につき協議決定し、あるいは文書による禀議決裁 の方法により、各自担当する事務の相互承認(あるいは事後承認)をしていたもの で、被告人らはいずれも丙1を利用する詐欺罪について、いわゆる共謀共同正犯の 関係にあつたものである。

第四、被告人らの共謀にかかる犯罪実行行為。

被告人らは、前記のように、丙1発足当時(被告人甲1、同甲3は参加当時)か

ら、丙1に対する匿名組合出資名義の下に他から金員等を詐取せんことを共謀の 上、被告人甲2が主となってその実行行為の計画および指導的役割を演じ情を知ら ない職員らを介して実行行為をしたのであるが、昭和二八年二月二三日ごろ名古屋 市I1区m1町n1番地o1ビルp1階一室を借り受け、同年三月五日前記丙12 ホテルの事務所を内1本店営業部として残し、同ビルの事務所を内1本店総務部 (のち本店と称す。) とし、さらに順次部屋を借り増し同年八月一九日ごろまでに 同ビル五階全部と四階一室を借り切り、また被告人ら各分担して、全国各地に総数約三百四十カ所に達する支店、出張所、取次店を開設し、もつて丙1の外観を誇示するとともに、広大な組織網を完成し、他方、これらのことと併行して、丙1の実態に関し虚偽誇大の宣伝に告をして出資を勧誘し、因つてこれに接した大衆を欺罔 して、匿名組合出資名義の下に現金、株券、投資信託証券を交付せしめてこれを詐 取したものである。すなわち、その欺罔手段である。出資募集に関する宣伝広告の 立案企画は、主として業務関係の担当者たる被告人甲2自ら、またはその指導監督 下に部下職員の手によってなされたが、その宣伝方法は、新聞広告、民間ラジオの広告放送(「明日の案内」「財務アワー」など。)、飛行機によるチラシ散布、宣伝カーの巡回、劇場のスライド広告、プロマイド広告、営業案内等パンフレットの 交付、新聞の折込ビラ、ポスター、カレンダーなどの配布、さらに市内立看板、ア ドバルンの利用など、あらゆる宣伝機関を利用し、また丙 1 本店営業部および各支 店等において、情を知らない丙 1 職員によつて同旨の宣伝勧誘がなされた。そして その宣伝、勧誘の内容は、開設以来いろいろと工夫が加えられ、多種多様に亘る が、その全部に共通する一連の事実は、虚偽にしてかつ誇大に満ちたものであつ た。すなわち、丙1は開設以来終始、約定の高率配当金の支払および解約時または 満期における出資元金の返還を確実に履行し得るだけの利益ある実質的な投資事業 をなに一つ経営せず、配当金および出資元金はもちろん、宣伝広告費、本店、各支 店等の諸経費を含むばく大な必要量を、順次あとから入つてくる出資金でまかなう という、いわゆるタコ配当、および自転車操業の方法(自転車は走行中は倒れない が、停止すれば直ちに倒れる。それと同じように、企業が赤字状態で操業を停止す れば直ちに倒在するので、操業を続けられるだけ続ける方法)をとり、丙1の経理 面は赤字増加の一途をたどりつつあつて、もしこの実態を明らかにせんかその対外 信用はゼロともいうべき内情であつたのにかかわらず、ことさらにこれを隠し、あ たかも丙1は、匿名組合方式による堅実安全な大衆の利殖機関であつて、 たかも丙1は、匿名組合方式による堅実安全な大衆の利殖機関であって、 しております。 山、元千種造兵廠跡の払下問題(損失のみあつて利益はなかつた。)など、いかに も有望な投資事業を経営し、かつ多額の資金を保有するもののごとく装い、 丙1の組織は、現在アメリカで非常な発達をとげ、すこぶる好評を博している投資 銀行(インベスメント、バンク)の事業形態および内容を取り入れ、日本経済に適 合し、大衆の利益を図ることを目的とするにあるとし、その経営方法としては、出資金を常に大資本に結集し、最も合理的に、資本主義経済の理論と実践を文化的かつ科学的に応用し、綿密な調査の上、これを不動産部門、生産部門、株式部門にそれるでは、日本のでは、 れぞれ投資運営し、絶対責任をもつて資産の利殖を行つているので、まちがいなく 約定の配当金を支払い、解約時または満期において出資元金を返還することができ る旨、虚偽誇大の宣伝勧誘をし、(二)また昭和二八年六月三〇日現在における丙 1の出資総額は約七千萬円、株券出資総額は約二千七、八百万円、手持現金は約千二、三百万円で、赤字は約三千万円であつたのにもかかわらず、右同日現在における丙1の出資総額は約六億円、不動産および動産の見積価格は約八億円、買掛金は 約二億円、解約準備金は約五千万円、資本金は約一億円、余剰利益金は約一億六千 万円、繰越益金は約八十万円である旨の、虚偽の貸借対照表を作成し、丙1の昭和 └八年度上半期決算報告書の内容とし、同年七月一二日付戊8新聞紙に全三段広告 としてこれを掲載し、同月三〇日までの間に、戊18新聞、戊19新聞、戊20新 間、戊21新聞、戊22新聞、戊23新聞、戊24新聞(大阪)、戊25新聞などの地方紙にもこれを掲載し、もつて虚偽誇大の宣伝勧誘をし、(三)出資方法として、普通出資は(イ)現金出資の場合、一口千円以上、配当金は毎月払五分以上、解約自由、(口)株式出資の場合、一口百株以上、配当金は毎月払四分以上、契約 期間は三カ月(評価は株式市場の前日終値)、(ハ)投資信託証券出資の場合、一口以上、配当金は毎月払一分五厘以上、契約期間は三カ月(評価は最近の時価手取 額)であるとし、その他特別出資として、(1)伊勢神宮参拝招待付特別出資、 (2)招待付特別出資、(3)抽選付特別出資、(4)物品先渡特別出資の四種と 現金出資の金額と契約据置期間に応じ、前記普通出資の現金出資の場合におけ る配当金を支払うほか、出資者を伊勢神宮、出雲大社、善光寺等に招待し、あるい

は出資者に抽選の賞金を交付し、または出資金と同額のミシンを先渡しする旨、大衆の利殖欲をあおるに足る宣伝勧誘をした。それがため、これらの宣伝、勧誘に接した大衆をして、丙1の事業内容がその宣伝のごとく、約定の配当金の支払および出資元金の返還を確保するに足りる堅実安全なものと誤信せしめ、因つて原判決添付の第一ないし第一一犯罪事実一覧表記載のとおり、昭和二八年七月一日ごろがら昭和二九年一月一九日ごろまでの間、三七五一回に亘り、同表記載の丙1本店営載部および各支店等において、情を知らない同表記載の丙1職員を介して、同表記式の壬ら一三四八名から、同表記載のとおり出資金名義の下に現金証書二枚、元五十四十三万七千二百三十円(ただし、内四万五千円は定期預金証書二枚、九万円おり、株券五千六百五十四枚見積価格約合計三千百七万八千二百八十日を交付させてい投資信託証券三百一枚見積価格約合計八百三十八万二千四百六十円を交付させてれを詐取したものである。

なお、原判決添付の右各犯罪事実一覧表をここに引用する。

(証拠の標目)

当裁判所が前記事実を認定した証拠の標目は、原判決挙示の証拠標目と同一であるからここにこれを引用する。

(確定裁判)

被告人甲2、同甲4の確定裁判は、原判決摘示と同一であるからここにこれを引用する。

(法令の適用)

法律に照すと、被告人らの判示各所為(同一被害者に対する各所為はこれを包括一罪とみる。)は、それぞれ刑法二四六条一項、六〇条に該当するところ、被告人甲2、同甲4については、右各罪は原判示各確定裁判を経ない右各罪につきされる。同法五〇条によりいまだ裁判を経ない右各罪につきては、右各罪は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条を適用し、被告人甲1、同甲3につい右各罪は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条を適用し、被告人甲1、同甲3にとの人名。同共享第2年に入る罪の刑に法定の加重をし、その各刑期範囲内で被告人甲1を懲役七年に入る罪の刑に法定の加重をし、その各刑期範囲内で被告人甲1を懲役七年に入り申3を懲役五年に、同甲4を懲役五年に各処し、原審はよりる別表記載の訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項本文、一人に対し司表記載のとおり、被告人らに対し単独または連帯でこれを負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 坂本収二 裁判官 水島亀松)